

○秦野市まちづくり条例施行規則

平成12年3月31日

規則第13号

改正 平成12年11月30日規則第41号
平成13年6月8日規則第22号
平成14年3月29日規則第5号
平成16年3月30日規則第13号
平成17年2月17日規則第4号
平成17年12月16日規則第38号
平成18年3月31日規則第8号
平成18年9月27日規則第37号
平成19年3月6日規則第2号
平成19年10月18日規則第39号
平成20年6月27日規則第19号
平成22年2月3日規則第2号
平成22年6月25日規則第19号
平成23年3月8日規則第2号
平成23年7月21日規則第26号
平成24年3月30日規則第8号
平成24年3月30日規則第12号
平成26年10月27日規則第43号
平成27年3月31日規則第20号
平成28年3月29日規則第17号
平成29年3月30日規則第14号
平成30年8月22日規則第32号
平成31年3月29日規則第16号
令和元年10月31日規則第16号
令和2年3月31日規則第12号
令和3年3月26日規則第11号

目次

第1章 総則(第1条—第7条)
第2章 市民によるまちづくりの推進(第8条—第12条)
第3章 良好な環境創出のための手続等
第1節 環境創出行為の手続(第13条—第17条)
第2節 特定環境創出行為の手続(第18条—第26条)
第3節 水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出(第27条—第47条)
第4章 環境創出行為に係る紛争調整(第48条—第55条)
第5章 秦野市まちづくり審議会(第56条—第62条)
第6章 雑則(第63条—第66条)
附則

第1章 総則
(趣旨)
第1条 この規則は、秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。
(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。
(1) 公共施設 道路、公園、下水道、河川、水路及び消防用に利用する貯水施設をいう。
(2) 公益的施設 集会所用地及びごみ収集場所をいう。
(3) 住居系地域 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。
(4) 非住居系地域 住居系地域以外の地域をいう。
(5) 商業系地域 法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域をいう。
(6) 工業系地域 法第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
(7) 中高層建築物 建築物の高さ(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。))が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号ロに規定する部分を除く。)をいう。以下同じ。)が10メートル(法第8条第1項第1号に規定する商業

- 地域(以下「商業地域」という。)及び工業専用地域(以下「工業専用地域」という。)にあつては、15メートル以上の建築物をいう。ただし、自己用住宅を除く。
- (8) 大規模建築物 住居系地域内にある建築物(その一部が住居系地域内にあるものを含む。)で、その延べ面積(第20号に定める環境創出区域内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。)が1,000平方メートル以上のものをいう。
- (9) 特定用途建築物 次に掲げる建築物をいう。
- ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を行うために使用する建築物その他これらに類するものとして使用する建築物で、その敷地の全部又は一部が住居系地域内にあるもの
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項第4号に規定する酒類提供飲食店営業を行うために使用する建築物その他これらに類するものとして使用する建築物で、その敷地の全部又は一部が住居系地域又は非住居系地域(商業地域及び工業専用地域を除く。)内にあるもの
- (10) 集合住宅 2戸以上で形成された住宅で、共同住宅、長屋、寮、寄宿舎等をいう。
- (11) 単身用住宅 集合住宅で、それぞれの住戸専用の床面積(建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する面積をいう。)が40平方メートル未満の住宅をいう。
- (12) 自己用住宅 事業者が自己の居住のために使用する住宅をいう。ただし、集合住宅であるものを除く。
- (13) 商業型施設 百貨店、スーパーマーケット、店舗、遊技場、競技施設その他これらに類するものをいう。
- (14) 宿泊型施設 ホテル、旅館その他これらに類するものをいう。
- (15) 業務型施設 工場(法第4条第11項に規定する第1種特定工作物を含む。)、倉庫、事務所、研究所、学校、寺社、集会所、駐車場(建築物に付随するものを除く。)その他これらに類するものをいう。
- (16) 福祉医療施設 医療施設、社会福祉施設その他これらに類するものをいう。
- (17) 事業所 商業型施設、宿泊型施設、業務型施設及び福祉医療施設をいう。
- (18) 狭あい道路 建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路その他市長がこれと同等と認めるものをいう。
- (19) 計画人口 環境創出行為による1世帯(1戸)当たりの想定人口をいい、1世帯(1戸)当たり2.4人(単身用住宅にあつては、1人)とする。
- (20) 環境創出区域 環境創出行為をしようとする区域で、開発行為にあつては開発区域の面積、建築行為にあつては建築物の敷地面積、土地の利用目的を変更する行為にあつてはその土地の面積、建築物の利用目的を変更する行為にあつてはその建築物の敷地面積(建築物の一部の利用目的を変更するときはその部分の床面積)、工作物の建設にあつてはその部分の面積をいう。
- 2 前項各号に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

(平17規則38・平18規則8・平18規則37・平19規則2・平23規則2・平24規則8・平28規則17・令3規則11・一部改正)

(その他の環境創出行為)

第3条 条例第3条第1項第1号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 環境創出区域の面積(以下「区域面積」という。)が500平方メートル以上で、かつ、別表第1に掲げる土地の利用目的を変更する行為
- (2) 別表第2に掲げる建築物の利用目的を変更する行為(区域面積が500平方メートル未満の環境創出行為にあつては、建築物の利用目的の変更に伴い、法令及び他の条例(第47条第2項及び第66条第2項)において「法令等」という。)の規定により許可等を要することとされているものに限る。)
- (3) 工作物(建築基準法第88条第1項及び第2項に規定する工作物をいう。以下同じ。)を建設する行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める行為
- (平17規則38・平18規則8・令3規則11・一部改正)

(特定環境創出行為)

第4条 条例第3条第1項第2号ア(ア)及びイに規定する規則で定める環境創出行為は、工業専用地域以外で行う次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、既存の事業所等が区域の拡大を伴わずに行う環境創出行為であつて、その環境創出区域について既に条例又は秦野市開発指導要綱(昭和62年秦野市告示第99号)に基づく協議が成立しているもののうち、土地又は建築物の利用目的の変更を伴わないものを除く。

- (1) 公共施設のうち、道路又は下水道の整備(第33条第3号に規定する前面道路の整備のみの場合を除く。)が必要なもの
- (2) 環境創出区域内における切土量及び盛土量の合計が5,000立方メートル(法第7条第1項に規定する市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)にあつては、1,500立方メートル)以上となる造成行為を伴うもの(別表第1の15の項及び16の項に掲げるものを除く。)
- (3) 中高層建築物、大規模建築物及び特定用途建築物(以下「中高層建築物等」という。)の建築(延べ面積が5,000平方メートル以上のものに限る。)

- (4) 区域面積が10,000平方メートル以上の環境創出行為のうち、別表第1の15の項又は16の項に掲げるもの(前3号に掲げるものを除く。)
- (5) 区域面積が3,000平方メートル以上の環境創出行為のうち、別表第1の9の項又は10の項に掲げるもの(第1号から第3号までに掲げるものを除く。)
- (6) その他周辺環境に著しく影響がある環境創出行為として市長が認めるもの
- 2 条例第3条第1項第2号ア(イ)に規定する規則で定める建築物の建築は、工業専用地域以外で行う次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 建築物の高さが31メートル以上のもの(商業地域に限る。)
- (2) 建築物の高さが20メートル以上のもの(商業地域を除く。)
- (3) 大規模建築物又は特定用途建築物(延べ面積が5,000平方メートル以上のものに限る。)
- (4) 周辺の環境に著しく影響がある環境創出行為として市長が認めるもの
(平17規則4・平17規則38・平18規則8・平24規則8・平30規則32・令3規則11・一部改正)
- (小規模環境創出行為から除外される行為)
- 第5条 条例第3条第1項第3号ただし書に規定する規則で定める環境創出行為は、次に掲げるものとする。
- (1) 中高層建築物(区域面積が300平方メートル以上のものに限る。)の建築
- (2) 計画戸数が10戸(単身用住宅にあっては、15戸)以上の集合住宅又は事業所数が10戸以上の事業所の建築
- (3) 塔状建築物(建築物の幅に対する高さの比が4を超えるものをいう。)の建築
- (4) 工作物の高さ(工作物が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さをいう。)が31メートル以上のものの建設
(平18規則8・令3規則11・一部改正)
- (近隣住民の範囲)
- 第6条 条例第3条第1項第6号に規定する規則で定める近隣住民の範囲は、次の各号に掲げる環境創出行為の種類に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。
- (1) 中高層建築物等を建築する目的で行う環境創出行為の場合
- ア 中高層建築物等の敷地境界線からの水平距離が15メートル以内の範囲で、かつ、その中高層建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が50メートル以内の範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者
- イ 中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離がその中高層建築物の高さの2倍(非住居系地域にあっては、等倍)以内の範囲で、かつ、その中高層建築物(工作物のうち、その中高層建築物に附属する看板、広告塔その他これらに類するものを含む。)により冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までの間に日影を生じる範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者(土地又は建築物の全部が商業地域(建築物の容積率の最高限度が400パーセントを超える場合に限る。)又は工業専用地域にある場合にあつては、その土地を所有する者又はその建築物を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者を除く。)
- (2) 中高層建築物等を建築する目的で行う環境創出行為以外の環境創出行為の場合
- ア 法第7条第1項に規定する市街化区域(以下「市街化区域」という。)における区域面積が3,000平方メートル未満の環境創出行為にあつては、環境創出区域の隣地境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者
- イ 市街化調整区域における環境創出行為又は区域面積が3,000平方メートル以上の環境創出行為にあつては、環境創出区域の隣接地又は近隣の一団の土地で、かつ、その環境創出行為により影響を受けることが容易に推測される土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者
(平13規則22・平18規則8・令3規則11・一部改正)
- (周辺住民の範囲)
- 第7条 条例第3条第1項第7号に規定する規則で定める周辺住民の範囲は、次の各号に掲げる環境創出行為の種類に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。
- (1) 中高層建築物等を建築する目的で行う環境創出行為の場合
- ア 中高層建築物等の敷地境界線からの水平距離が15メートル以内の範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者
- イ 中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離がその中高層建築物の高さの2倍(非住居系地域にあっては、等倍)以内の範囲において、建築物の全部又は一部を権原に基づいて占有する者
- ウ 中高層建築物(工作物のうち、その中高層建築物に附属する看板、広告塔その他これらに類するものを含む。)により冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までの間に日影を生じる範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者
- エ 中高層建築物又は大規模建築物により、テレビ放送の電波の著しい受信障害(第14条第4号及び第41条第2号において「電波障害」という。)が生じると予測される者又は現に生じている者

- オ 特定用途建築物の敷地境界線からの水平距離が別表第3に定める範囲内において、建築物の全部又は一部を権原に基づいて占有する者
- カ 工事車両の進入、退出その他の理由により、生活環境等に著しい影響があると市長が認める者
- (2) 中高層建築物等を建築する目的で行う環境創出行為以外の環境創出行為の場合
- ア 市街化区域における区域面積が3,000平方メートル未満の環境創出行為にあつては、環境創出区域の隣地境界線からの水平距離が20メートル以内の範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者
- イ 市街化調整区域における環境創出行為又は区域面積が3,000平方メートル以上の環境創出行為にあつては、環境創出区域の隣接地又は近隣の一団の土地を含む集落内で、かつ、その環境創出行為により影響を受けることが容易に推測される土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは権原に基づいて占有する者
- ウ 工事車両の進入、退出その他の理由により、生活環境等に著しい影響があると市長が認める者
(平18規則8・令3規則11・一部改正)

第2章 市民によるまちづくりの推進

(その他の地域まちづくり基本構想)

第8条 条例第10条第1項に規定する規則で定める構想は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第12条の4第1項各号に掲げる地区計画等(第41条第1号において「地区計画等」という。)の原案となる地域まちづくり基本構想
- (2) 建築基準法第4章に規定する建築協定の原案となる地域まちづくり基本構想
- (3) 景観法(平成16年法律第110号)第2章に規定する景観計画の原案となる地域まちづくり基本構想
- (4) その他まちづくりに貢献すると市長が認める地域まちづくり基本構想
(平17規則38・令3規則11・一部改正)

(地域まちづくり推進協議会の認定申請)

第9条 地域まちづくり推進協議会の認定を受けようとする団体は、地域まちづくり推進協議会認定申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(平16規則13・平18規則8・平24規則8・一部改正)

(利害を有する者)

第10条 条例第10条第1項第1号に規定する規則で定める利害を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 地域まちづくり基本構想を策定しようとする区域(以下「構想区域」という。)内の土地又は建物について、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者
- (2) 前号に規定する土地、建物若しくは権利に関する仮登記、差押えの登記又はその土地若しくは建物に関する買戻しの特約の登記の登記名義人
- (3) 主として構想区域内を対象として活動する自治会その他の団体の構成員
(構想区域の公告)

第11条 条例第10条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域まちづくり基本構想の名称
- (2) 地域まちづくり基本構想の位置及び区域
- (3) 地域まちづくり基本構想の目標、方針等

2 条例第10条第3項の規定による構想区域を表示する図面の写しの縦覧は、第18条第2項の規定を準用する。

(地域まちづくり基本構想の公表方法)

第12条 条例第11条第1項の規定による地域まちづくり基本構想の公表は、地域まちづくり基本構想の区域を所管する自治会及び周辺自治会内での回覧、自治会掲示板への掲示その他適切な方法によるものとする。

第3章 良好な環境創出のための手続等

第1節 環境創出行為の手続

(事前協議と並行して手続を開始できる許可等)

第13条 条例第16条第4項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとし、事前協議と並行して許可等の手続を開始することができるものとする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認に係る道路に関する工事又は同法第32条第1項若しくは同法第91条第1項の規定に基づく許可
- (2) 下水道法(昭和33年法律第79号)第24条の規定に基づく物件築造の許可
- (3) 神奈川県立自然公園条例(昭和34年神奈川県条例第6号)第19条及び第21条に規定する許可等
- (4) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号(法第29条第1項)の許可を要しない場合に限る。)の規定に基づく届出
- (5) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第1項の規定に基づく許可
- (6) 景観法第16条第1項の規定に基づく届出及び同法第63条第1項に規定する認定
- (7) 秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年秦野市条例第8号)第4条の規定に基づく協議

(8) 市長その他本市の機関の権限に属さない許可等

(平18規則8・平23規則2・平24規則8・一部改正、平24規則12・追加、平28規則17・令元規則16・令3規則11・一部改正)

(周知すべき事項)

第14条 [条例第17条第1項前段](#)の規定による規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境創出行為の計画概要
- (2) 工事施行方法
- (3) 土砂等の搬出入計画
- (4) 災害防止、日照、電波障害等の対策
- (5) 周辺の環境への配慮

(事前協議確認通知までの期間)

第15条 [条例第18条第1項](#)の規定による規則で定める期間は、環境創出行為事前協議書の提出があった日([条例第21条第1項](#)の規定による届出があったときは、その届出のあった日)の翌日から起算して5か月(環境創出行為事前協議書又は[同条第1項](#)の規定による届出書を補正する必要がある場合等にあつては、その補正等に要する日数を除く。)以内とする。

(令3規則11・一部改正)

(環境創出行為の変更に係る行為着手等の制限)

第15条の2 [条例第19条第2項](#)に規定する着手してはならない、又は停止しなければならない環境創出行為は、その変更に係る工事とする。

(平28規則17・追加)

(再協議確認通知までの期間)

第16条 [条例第21条第3項前段](#)の規定による規則で定める期間は、環境創出行為変更協議申出書の提出があった日の翌日から起算して5か月(環境創出行為変更協議申出書を補正する必要がある場合等にあつては、その補正等に要する日数を除く。)以内とする。

(令3規則11・一部改正)

(軽微な変更の届出)

第17条 [条例第21条第5項](#)の規定による規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計の変更のうち、予定建築物等の形状の変更(その敷地の規模の増減を伴う場合は、その10分の1未満の増減のものに限る。)
- (2) 工事施行者の変更
- (3) 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更
- (4) 一般承継による事業者の変更
- (5) 事業者等の名称、住所、代表者等の変更(特定承継による場合を除く。)

2 [条例第25条第5項](#)の規定による規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計の変更のうち、形状の変更(その区域面積の増減を伴う場合は、その20分の1未満の増減のものに限る。)
- (2) 工事施行者の変更
- (3) 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更
- (4) 一般承継による事業者の変更
- (5) 事業者等の名称、住所、代表者等の変更(特定承継による場合を除く。)

(平18規則8・平28規則17・令3規則11・一部改正)

第2節 特定環境創出行為の手続

(特定環境創出行為計画書の公告事項等)

第18条 [条例第26条第1項](#)に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定環境創出行為計画書に係る環境創出行為ごとに市長が付した整理番号
- (2) 事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 対象事業の名称
- (4) 対象事業の位置又は実施区域
- (5) 特定環境創出行為計画書の縦覧の期間

2 [条例第26条第1項](#)の規定による特定環境創出行為計画書の写しの縦覧は、開発調整担当課、その環境創出区域の所在する地区にある公民館及び市長が必要と認める場所において行うものとする。

3 事業者は、特定環境創出行為計画書を提出したときは、その日の翌日から起算して5日以内に近隣住民の見やすい場所に、[条例第25条](#)から[第30条](#)までに規定する特定環境創出行為の手続が完了するまでの間、特定環境創出行為計画板([第20号様式の2](#))を設置しなければならない。

(平14規則5・平16規則13・平18規則8・平24規則8・一部改正)

(見解書の公告事項等)

第19条 [条例第28条第2項](#)に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) [前条第1項第1号](#)から[第4号](#)までに掲げる事項
- (2) 見解書の縦覧期間
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 [前条第2項](#)の規定は、[条例第28条第2項](#)の規定による見解書の写しの縦覧について準用する。

(公聴会の開催方法等)

第20条 [条例第30条第1項](#)の規定による公聴会の開催は、環境創出区域に近接する場所において開催するものとする。

2 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催の期日の1か月前までに、公聴会の日時及び場所、[第18条第1項第1号](#)及び[第3号](#)に掲げる事項その他市長が必要と認める事項を公表しなければならない。

(公聴会における意見陳述書)

第21条 [条例第29条第1項](#)の規定により公聴会に出席して意見を陳述しようとする者は、公聴会の開催の期日の2週間前までに、意見陳述書([第24号様式](#))を市長に提出しなければならない。

(平16規則13・平18規則8・平24規則8・一部改正)

(公述人の選定等)

第22条 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため、意見陳述書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)をあらかじめ選定するものとする。

2 市長は、公聴会の運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間([次項](#)及び[第4項](#)において「公述時間」という。)をあらかじめ定めることができる。

3 市長は、[第1項](#)の規定により公述人を選定し、又は[前項](#)の規定により公述時間を定めるに当たっては、公平かつ適正に行わなければならない。

4 市長は、[第1項](#)の規定により公述人を選定し、又は[第2項](#)の規定により公述時間を定めたときは、あらかじめその旨を[条例第29条第1項](#)の規定により申し出た者に通知するものとする。

(令3規則11・一部改正)

(公述意見の範囲)

第23条 公述人は、その公聴会において意見を聴こうとする特定環境創出行為計画書に記載された内容の範囲を超え、又はその特定環境創出行為により、よりよい環境を創出するという見地からの意見の範囲を超えて発言してはならない。

(令3規則11・一部改正)

(公聴会の議長)

第24条 公聴会の議長は、本市職員のうちから市長が指名する者を充てる。

2 公聴会は、議長が主宰する。

3 議長は、公述人に、[前条](#)の規定に違反した発言があったときはその発言を禁止し、不穏当な言動があったときはその公述人を退場させることができる。

4 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

5 [前2項](#)に規定するもののほか、議長は、公聴会の運営に関して必要な処置をとることができる。

(令3規則11・一部改正)

(公聴会の記録)

第25条 市長は、公聴会の記録を作成し、その記録を閲覧できるようにするものとする。

(公聴会の不開催)

第26条 市長は、[条例第29条第1項](#)の規定による意見陳述の申出がないときその他公聴会を開催する必要がないと認めるときは、その開催をしないことができる。

2 市長は、[前項](#)の規定により公聴会を開催しないことを決定したときは、その旨を公告するものとする。

(平24規則8・一部改正)

第3節 水とみどり豊かな暮らしよい環境の創出

(既存樹木の保全等)

第27条 [条例第32条第1項第1号](#)の規定による既存樹木の保全等に関する基準は、次に定めるところによる。

- (1) 予定建築物の配置を考慮し、健全な樹木の保全及び移植に努める。
- (2) 表土の保全及び流出防止に努める。
- (3) 接道部植栽による樹林の創出及び適正な管理に努める。

(平18規則8・全改)

(緑地の確保)

第28条 [条例第32条第1項第2号](#)の規定による緑地の確保に関する基準は、次に定めるところによる。ただし、[工場立地法\(昭和34年法律第24号\)第6条](#)に規定する特定工場については、[同法](#)及び[秦野市特定工場に係る緑地面積率等の基準を定める条例\(平成29年秦野市条例第1号\)](#)の定めるところによる。

- (1) 区域面積が500平方メートル以上の環境創出行為(一戸建住宅の建築を目的とする環境創出行為及び別表第1の15の項又は16の項に掲げるものを除く。)又は第5条第1号から第3号までに規定する環境創出行為にあつては、別表第4に定める割合の緑地を確保する。この場合において、第30条の規定により環境創出区域内に設置される公園は、緑地とみなす。
- (2) 新たに植栽する樹種は、立地条件、成長度合い、管理方法等を考慮し、別表第5に掲げるものを標準とし、既存樹木の保全も考慮する。
- (3) 植栽の方法は、消防活動、隣地への影響等を十分考慮し、次に定めるところによる。
 - ア 植栽場所は、原則として環境創出区域の内周とし、将来、高木、中木及び低木が一体となった多層林となるように努める。
 - イ 植栽本数は、原則として10平方メートル当たり、樹高3.0メートル以上の高木1本以上、1.5メートル以上の高中木4本以上又はその他の樹木8本以上とする。
 - ウ 植栽位置は、芝生等を除き、敷地境界線及び道路境界線から0.5メートル以上となるように努める。
- 2 市街化区域内における環境創出行為であつて、地表部での緑地の確保が困難であり、かつ、適正な管理ができると認められるときは、特殊緑化(建築物等の屋上若しくは壁面を利用する緑化又はコンテナを使用する緑化をいう。以下この項及び次項において同じ。)を、次の表に定める範囲内で前項第1号による緑地として算入することができる。

特殊緑化の種類	商業系地域	商業系地域以外の地域
(1) 屋上を利用する緑化	100パーセント以内	50パーセント以内
(2) 壁面を利用する緑化	40パーセント以内	20パーセント以内
(3) コンテナを使用する緑化	100パーセント以内	50パーセント以内
(4) 特殊緑化の合計	100パーセント以内	50パーセント以内

- 3 特殊緑化における樹種等については、第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の基準による。
 - (1) 建築物等の屋上を利用する緑化は、地表部と同じ樹種とする。
 - (2) 建築物等の壁面を利用する緑化は、別表第5に掲げる多年生ツル植物を標準の樹種とし、水平延長に1メートル(植物育成施設を設置することにより、緑化として持続的に機能すると市長が認めた場合は、3メートル)を乗じた面積分を緑地面積に算入する。
 - (3) コンテナを使用する緑化は、地表部と同じ樹種とし、容量100リットル以上のコンテナを使用するものとする。
- 4 市街化区域内における環境創出行為であつて、第1項の規定による緑地の確保が困難であり、かつ、適正な管理ができると認められるときは、接道部植栽について、その植栽面積に1.5を乗じて得た面積を緑地面積として算入することができる。
- 5 前項において「接道部植栽」とは、次の各号のいずれにも該当する植栽をいう。
 - (1) 道路と接する部分の延長が、環境創出区域の道路と接する部分の延長の3分の1以上であり、かつ、4メートル以上であること。
 - (2) 奥行きが1.5メートル以上4メートル以下であること。
 - (3) 樹高が1.5メートル以上の高中木であること。(平18規則8・全改、平22規則19・平29規則14・令3規則11・一部改正)
(植樹の促進)

- 第29条 条例第32条第1項第3号の規定による植樹の促進に関する基準は、次に定めるところによる。
- (1) 区域面積が500平方メートル未満の環境創出行為(第5条に規定する環境創出行為を除く。)又は一戸建住宅の建築を目的とする環境創出行為にあつては、生け垣又はこれに代わるものの設置を行い、みどりの創出に努める。
 - (2) 前号の規定による植栽の位置は、敷地境界線及び道路境界線を越境しないように努める。
- (平18規則8・追加、令3規則11・一部改正)
-
- (公園の整備)

- 第30条 条例第32条第1項第4号の規定による公園の整備に関する基準は、次に定めるところによる。
- (1) 自己用住宅以外の住宅の建築を目的とする環境創出行為にあつては、次に掲げる面積(以下「必要公園面積」という。)以上の面積の公園を設ける。ただし、必要公園面積の区域面積に対する割合が6パーセントを超えるときは、6パーセントとする。
 - ア 区域面積3,000平方メートル未満のときは、次の算式により求めた面積
(計画人口の総数－50人)×3平方メートル
 - イ 区域面積3,000平方メートル以上のときは、区域面積の3パーセントの面積とアにより算出した面積とを比較して、いずれか大きい面積
 - (2) 事業所(工業系地域及び市街化調整区域における業務型施設を除く。)の建設を目的とする環境創出行為(区域面積3,000平方メートル以上の場合に限る。)にあつては、区域面積の3パーセント以上の面積の公園を設け

る。

- (3) 前2号の場合において、公園1か所当たりの最小面積は、別表第6に定めるところによる。
- 2 前項第1号に該当する場合で建築物が中高層建築物であるとき又は同項第2号に該当するときは、必要公園面積を満たす広場で、次に掲げるもの(地域住民に開放する場合に限る。以下「プレイロット」という。)を公園とみなすことができる。
- (1) 150平方メートル以上の公園に準じる整備をした広場
- (2) 設置した公園に接する150平方メートル以上の一団の敷地であって、公園と一体利用ができるように整備をした広場
- (3) 雨水調整機能を兼ねた公園として支障のないように整備をした150平方メートル以上の広場
- (4) 緑道その他みどりを創出するための有効な空地として市長が認めるもの
- 3 前項の規定によりプレイロットを設置したときは、その管理者は、施設の適正な管理に努める。
(平18規則8・追加、平18規則37・平19規則2・平24規則8・令3規則11・一部改正)
- (公園設置に代わる協力金)

第30条の2 前条の規定にかかわらず、事業者から公園又はプレイロットの設置に代え、協力金の申出があったときは、市長は、別に定める用地及び整備費の1平方メートル当たりの標準価格に次に掲げる面積を乗じて得た額の金銭による一部又は全部の代替を認めるものとする。

- (1) 前条第1項第1号アに該当する場合において、必要公園面積が150平方メートル未満のときはその全面積
- (2) 前条第1項第1号アに該当する場合において、必要公園面積が150平方メートル以上のときは、必要公園面積から150平方メートル(150平方メートルを超える公園を設置する場合においては、その面積)を控除した面積
- (3) 前条第1項第1号イに該当する場合において、必要公園面積が区域面積の3パーセントを上回るときは、必要公園面積から区域面積の3パーセントに当たる面積(その面積が150平方メートル未満である場合にあっては、150平方メートル)を控除した面積
- (4) 環境創出区域の周辺に、既に相当規模の公園が存する場合等において、市長が認める面積
(平18規則8・追加、平24規則8・令3規則11・一部改正)
- (有効空地の確保)

第31条 条例第32条第1項第5号の規定による有効空地の確保に関する基準は、次に定めるところによる。

- (1) 建築物の適正な敷地面積の確保
住宅の建築を目的とする環境創出行為にあっては、別表第8に定める敷地面積を確保する。ただし、公共事業への協力により狭小敷地となった場合その他市長が別に定める場合は、この限りでない。
- (2) 外壁後退距離の確保
中高層建築物の建築を目的とする環境創出行為のうち、特定環境創出行為又は区域面積が3,000平方メートル以上の環境創出行為にあっては、別表第9に定める敷地境界線からの後退距離を確保する。
(平18規則8・追加、令3規則11・一部改正)

(水資源の保全及び涵(かん)養)

第32条 条例第32条第1項第6号の規定による水資源の保全及び涵(かん)養に関する基準は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水源の確保
環境創出行為により既設水道水源に影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるときは、自己の負担により別に水道水源を確保する。
- (2) 屋根雨水の浸透処理
建築物の建築面積が500平方メートル以上の環境創出行為にあっては、地下水涵(かん)養のために雨水浸透施設を設置する。ただし、地下水汚染のおそれがあるときその他市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。
- (3) 節水計画書の提出
特定環境創出行為にあっては、節水型機器の使用、循環装置の設置等水の有効利用及び節水のための対策を記載した節水計画書を市長に提出する。
(平18規則8・追加、平24規則8・令3規則11・一部改正)

(道路の整備)

第33条 条例第33条第1項第1号の規定による道路(狭あい道路を除く。)の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

- (1) 道路計画等との整合
環境創出行為(小規模環境創出行為及び法第29条第1項に規定する許可を要する農家分家住宅等を除く。以下この条において同じ。)により設置する道路は、別に定める本市の道路整備計画(以下「道路計画」という。)及び道路構造基準に適合し、道路機能が有効に発揮できるように設置する。
- (2) 区域内道路の整備
ア 環境創出区域内の道路(以下この号及び別表第10において「区域内道路」という。)の最小幅員は、区域面積又は計画人口に応じ、それぞれ別表第10に定めるところによるものとする。この場合において、その区域

面積又は計画人口に対応する区域内道路の最小幅員が相違するときは、いずれか広い幅員とする。

イ [ア](#)の規定は、歩行者専用道路等には適用しない。

(3) 前面道路の整備

ア 環境創出区域に接する道路(以下この号及び[次号](#)において「前面道路」という。)について、公道又は現道の中心から[別表第10](#)に定める幅員の2分の1([同表](#)に定める幅員が4.5メートルのときは、2.35メートル。以下この号及び[第45条第1項第3号](#)において「道路後退幅」という。)まで拡幅し、整備する。ただし、次のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところによる。

(ア) 道路計画に定める幅員の2分の1の幅員(以下「拡幅計画幅」という。)が道路後退幅より狭いときは、拡幅計画幅まで拡幅し、整備する。

(イ) 拡幅計画幅が道路後退幅より広いときは、道路後退幅を超える範囲の整備について、本市と協議する。

(ウ) [法](#)による道路、[建築基準法第42条第4項](#)に規定する道路その他これらの道路と同等以上であると市長が認める道路については、拡幅することを必要としない。

(エ) 地形等により一方的な敷地後退が必要と判断されるとき又は前面道路が2面以上あるときは、その拡幅及び整備について本市と協議する。

(オ) 既に行われた環境創出行為について協議等が成立している前面道路について、新たな環境創出行為により拡幅及び整備が必要となるときは、本市と協議する。

イ 前面道路の拡幅を必要としない場合であっても、前面道路を別に定める本市の道路構造基準に適合させるための整備が必要と判断されるときは、既設道路を整備する。

(4) 取付道路の整備

取付道路(前面道路と周辺の整備された道路との間の道路をいう。)について、円滑な通行の確保等のため前面道路と同等以上の幅員となるように拡幅及び整備する。ただし、環境創出区域の周辺の地形等により市長がやむを得ないと認めるときは、[次条](#)に規定するみなし境界線まで片側後退した幅員と同等以上の幅員となるように拡幅及び整備する。

(5) 占用物件の扱い

[前各号](#)の規定により整備する道路上(歩道を除く。)には、電柱その他交通の障害となるような施設を設けることができない。地下埋設物を設けようとするときは、本市と協議する。

(6) 交通安全施設の設置

環境創出行為により設置する道路及び通路(集合住宅又は事業所に出入りする車両等の通路をいう。)の交通安全の確保等のため市長が必要と認める場合は、必要な箇所にカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を設ける。既存道路で環境創出行為の施行により交通安全上必要となる箇所についても、また、同様とする。

(平18規則8・追加、平24規則8・令3規則11・一部改正)

(狭あい道路の整備)

第34条 [条例第33条第1項第2号](#)の規定による狭あい道路の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) みなし境界線までの敷地の後退

狭あい道路に接する敷地における[建築基準法第6条第1項](#)又は[同法第6条の2第1項](#)若しくは[同法第88条第1項](#)に規定する確認申請の手続が必要な小規模環境創出行為等([法第29条第1項](#)に規定する許可を要する農家分家住宅等及び区域面積が500平方メートル以上の自己用住宅を含む。)にあつては、みなし境界線([建築基準法第42条第2項](#)の規定に基づき道路の境界線とみなされる位置又は市長がこれと同等と認める位置をいう。[次号](#)において同じ。)まで敷地を後退する。

(2) 後退用地の取扱い等

[前号](#)の場合において、後退用地(みなし境界線まで敷地の後退をする部分をいう。以下この号において同じ。)の取扱いについては、次に定めるところによる。

ア 後退用地の所有権を有する者は、市長に対し、その買取りを求めることができる。この場合において、市長は、別に定める基準により予算の範囲内において買い取る。

イ 道路境界査定が長期に及ぶ場合、所有権移転登記ができない場合等で、[ア](#)の取扱いが困難と市長が認めるときは、その後退用地を当面の間、無償使用とすることができる。

(平18規則8・追加、平22規則19・令3規則11・一部改正)

(排水施設の整備)

第35条 [条例第33条第1項第3号](#)の規定による排水施設の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 排水施設計画等との整合

環境創出行為(小規模環境創出行為を除く。)により整備する排水施設は、別に定める本市の排水施設計画及び排水施設構造基準に適合し、排水機能が有効に発揮できるように整備する。

(2) 放流先の排水施設の整備

放流先の排水施設が、環境創出区域からの排水を処理する能力がないとき(公共下水道にあつては、[下水道法第19条](#)の規定に該当するとき。)又は水利上好ましくないときは、既設排水施設を整備する。ただし、市長

が必要と認めるときは、本市が施行し、これに要する費用を事業者が負担する。この場合において、その費用は、原則として前納し、工事完成後精算する。

(3) 公共下水道受益者負担金賦課対象区域外からの公共下水道への接続

秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和55年秦野市条例第1号)第6条に規定する賦課対象区域外から公共下水道に接続するときは、接続方法及びその費用負担について、別に定めるところにより本市と協議する。

(4) 排水施設管理者等との協議

環境創出区域内の下水(下水道法第2条第1号に規定する汚水及び雨水をいう。)を放流しようとするときは、放流先の排水施設の管理者又は用水利用関係者と協議する。

(5) 雨水調整施設等の設置

環境創出区域内の雨水を排出する放流先の状況により、いつ水防止のため、別表第10の2の基準により雨水調整施設又は雨水浸透施設を設置する。

(平18規則8・追加、令3規則11・一部改正)

(適正な排水処理の確保)

第36条 条例第33条第1項第4号の規定による適正な排水処理の確保に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 浄化槽によるし尿処理等

し尿を下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとするときは、原則として次に掲げる施設により処理するものとし、その施設の維持管理は、事業者又は利用者が行う。

ア 標準処理人口(建築基準法施行令第32条第1項表中の規定に基づく処理対象人員の算定方法(昭和44年建設省告示第3184号)に基づいて算定した人口をいう。以下この号及び第4号において同じ。)が51人未満(市街化区域において行う一戸建住宅の建築を目的とする環境創出行為においては、101人未満)の場合は、建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽とする。

イ 標準処理人口が51人以上(市街化区域において行う一戸建住宅の建築を目的とする環境創出行為においては、101人以上)の場合は、第4号の規定の例による。ただし、公共下水道事業認可区域内における一戸建住宅の建築を目的とする環境創出行為の場合で、標準処理人口が251人未満のときは、アの規定の例による。

(2) 浄化槽の適正な管末流出路の確保

前号の規定により浄化槽を設置しようとするときは、良好な居住環境を確保するため、その浄化槽の適正な管末流出路の確保について、本市と協議する。

(3) 汚水管きょの公共下水道への接続

市長は、事業者が第1号の規定により集中浄化槽を設置した場合で、環境創出区域内の汚水管きょを公共下水道に接続させる必要が生じたときは、本市の下水道計画及び秦野市下水道条例(昭和55年秦野市条例第32号)の規定に基づく技術基準に適合しているものについて、これを公共下水道に接続させる。

(4) 排水水質基準

環境創出行為により公共用水域に排水を放流する場合の水質は、次に掲げる基準による。

ア 事業所が公共用水域に放流する別表第11の物質等を含む排水は、それぞれ同表に定める数値等とする。ただし、市長が特に支障がないものとして認めるときは、この限りでない。

イ し尿その他生活に起因する下水及び事業所から排出される有機系下水を放流する場合で、標準処理人口が51人以上の環境創出行為における排水は、別表第12に定める数値とする。ただし、同表の基準によってもなお放流先の現況水質の悪化が予想されるとき、放流先の河川等が直接上水源若しくは農業用水源であるとき又は河川等の流量から環境基準の維持達成に悪影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるときは、本市と協議する。

(平18規則8・追加、平22規則19・平24規則8・令3規則11・一部改正)

(適正な廃棄物処理及びリサイクルの推進)

第37条 条例第33条第1項第5号の規定による適正な廃棄物処理及びリサイクルの推進に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) ごみ収集場所の設置

住宅の建築を目的とする環境創出行為のうち、計画戸数が10戸(単身用住宅にあつては、15戸)以上のものであるとき及びそれらの計画戸数未満のものであつて、近隣にある既設のごみ収集場所を利用することについてその管理者の了承が得られないときは、次に定めるところにより、ごみ収集場所を設置する。

ア 道路に接し、かつ、収集作業及び収集車の転回に支障のない位置とし、構造は別に定めるごみ収集場所構造基準による。

イ ごみ収集場所に必要とする有効面積は、1戸当たり0.3平方メートル以上(単身用住宅にあつては、0.1平方メートル)とし、1か所の有効面積は、3平方メートル以上とする。

ウ ごみ収集場所は、その周辺世帯からのごみ持出しを受け入れるものとし、ごみ収集場所ごとにリサイクル指導員を選任し、維持管理は、利用者が共同して行う。

(2) リサイクルの推進

ア 集合住宅の建築を目的とする環境創出行為(計画戸数が50戸以上のものに限る。)にあつては、次の事項に配慮して、リサイクルの推進に努める。

- (ア) 生ごみ処理機の設置
- (イ) 資源庫の設置
- (ウ) 廃棄物管理責任者の選任

イ 事業所の建築を目的とする環境創出行為(本市の指定処理施設に食品廃棄物を年間100トン以上搬入する見込みのあるものに限る。)にあつては、生ごみの減量のため、生ごみ処理機の設置に努める。

(平18規則8・追加、令3規則11・一部改正)

(消防水利の整備等)

第38条 [条例第33条第1項第6号](#)の規定による消防水利の整備等に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 消防水利施設の設置

ア 消防用の水利のための施設として、[別表第13](#)に定めるところにより防火水槽若しくは消火栓又はこれらと同等の能力を有すると認められるもの(以下「消防水利施設」という。)を設置する。

イ 消防水利施設は、環境創出区域内のいずれの地点からも半径120メートル以内(商業系地域、工業専用地域又は[法第8条第1項第1号](#)に規定する工業地域にあつては、半径100メートル以内)に設置しなければならない。

(2) はしご車着てい場所の確保

ア 建築物の高さが10メートル以上の建築物(自己用住宅及び外壁の開口部の高さが10メートル未満の建築物等を除く。)の建築を目的とする環境創出行為にあつては、その建築物の周辺にはしご車が容易に着ていできる場所を設置する。ただし、その建築物の周辺にはしご車が着ていできる道路([4](#))と同等以上の地盤の強度があり、かつ、消防活動上の障害物等がない場合に限る。)があるときは、この限りでない。

イ はしご車が進入し、活動するために必要な地盤の強度は、20トン以上の車両重量に耐えることができるものとする。

(3) [前2号](#)に定めるもののほか、消防水利施設の設置及びはしご車着てい場所の確保に関する事項は、市長が別に定めるところによる。

(平18規則8・追加、令3規則11・一部改正)

(福祉と子育てのための都市環境の整備)

第39条 [条例第33条第1項第7号](#)の規定による福祉と子育てのための都市環境の整備に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 対象施設及び規模

次に掲げる用途及び規模の施設(これに附属する建築物を含む。)の建設を目的とする環境創出行為(建築行為のないものを含み、小規模環境創出行為を除く。)にあつては、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児を同伴する者等にとってよりやさしいまちづくりを推進するという見地から、本市と協議する。

ア 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、プール又はスポーツ練習場として使用するもので、その用途に使用する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの

イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場として使用するもので、その用途に使用する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

ウ その他市長が特に必要と認める施設

(2) 整備基準

対象施設の整備及び改善の基準([次号](#)において「整備基準」という。)は、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり [条例](#)施行規則(平成8年神奈川県規則第1号)別表第2の1に掲げるものとする。

(3) 対象施設の整備等

ア 現に存する対象施設の設置者又は管理者は、その施設について、整備基準に適合するように努める。

イ 対象施設の設置者又は管理者は、その施設を整備基準に適合させたときは、その適合させた部分の機能を維持するように努める。

(平18規則8・追加、平22規則2・令3規則11・一部改正)

(文化財の保護)

第40条 [条例第33条第1項第8号](#)の規定による文化財の保護に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 埋蔵文化財についての協議

[文化財保護法\(昭和25年法律第214号\)第93条](#)に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内(以下この号において「包蔵地」という。)及びその周辺(包蔵地から200メートル以内をいう。)における環境創出行為(小規模環境創出行為を除く。)にあつては、本市と協議し、工事施行中に埋蔵文化財が発見されたときは、直ちに工事を中止して市長の指示を受ける。

(2) 調査費用の負担

[前号](#)の規定による協議の結果、調査が必要であるときは、事業者の費用負担により行う。

(平18規則8・追加、令3規則11・一部改正)

(安全で快適な生活環境の確保)

第41条 [条例第33条第1項第9号](#)の規定による安全で快適な生活環境の確保に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 地区計画等及び建築協定の活用

区域面積が1ヘクタール以上で、かつ、建築物の建築を目的とする環境創出行為にあつては、地区計画等の案の内容となるべき事項を市長に提案し、又は建築協定を締結するように努める。

(2) 電波障害対策

ア [第5条第1号](#)に規定する環境創出行為にあつては、電波障害の事前調査を行い、その結果を市長に報告する。

イ [ア](#)による調査の結果、電波障害の生じるおそれがあるときは、共同受信設備の設置等の障害を防止するため必要な処置をとる。

ウ 環境創出行為により電波障害が生じたときは、速やかに障害を受けた区域に対し、障害を除去する等必要な処置をとる。

(3) 光害対策

環境創出行為により照明灯を設置する場合(小規模環境創出行為を除く。)は、近隣への光害が生じないように努める。

(4) 駐車場及び駐輪場の確保

ア 自己用住宅又は一戸建住宅の建築を目的とする環境創出行為にあつては、環境創出区域内に各戸1台以上の駐車場(自動車の駐車のための施設をいう。以下同じ。)を設置するように努める。

イ [ア](#)に規定するもの以外の環境創出行為にあつては、自動車及び自転車の必要台数を想定して駐車場及び駐輪場(自転車及び原動機付き自転車の駐車のための施設をいう。)を確保し、その基準は、住宅にあつては[別表第15](#)、事業所にあつては[別表第16](#)のとおりとする。

(5) 防犯灯等の設置

環境創出行為(小規模環境創出行為を除く。)にあつては、市長が必要と認める箇所に防犯灯又は街路灯を設置し、その維持管理等については、本市と協議する。

(6) 集会所用地等の確保

住宅(単身用住宅を除く。)の建築を目的とする環境創出行為(計画戸数が50戸以上のものに限る。)にあつては、[別表第17](#)に定める基準による集会所用地の確保について本市と協議する。ただし、建築物が中高層建築物であつて集会所用地の確保が困難なときは、建築物の一部に[同表](#)に定める基準により集会室を確保し、これに代えることができる。

(7) 住民用掲示板の設置

住宅の建築を目的とする環境創出行為(計画戸数が20戸以上(単身用住宅にあつては、30戸以上)のものに限る。)にあつては、住民用掲示板を設置し、その維持管理等については、本市と協議する。

(8) 自主防災倉庫の設置

ア 住宅(賃貸住宅を除く。)の建築を目的とする環境創出行為(計画戸数が20戸以上のものに限る。)にあつては、[別表第18](#)に定める基準により自主防災用の資機材備蓄倉庫(以下この号において「自主防災倉庫」という。)を設置し、その旨を表示するとともに、備蓄資機材を整備する。

イ 福祉医療施設(入院、入所等が可能な施設を有する場合に限る。)の建築を目的とする環境創出行為にあつては、自主防災倉庫の設置及び備蓄資機材の整備について、本市と協議する。

ウ 自主防災倉庫の用地の確保が困難なときは、建築物の一部に確保することができる。

エ 自主防災倉庫の維持管理は、事業者若しくは入居者又は施設の管理者が行う。

(9) 管理者表示板の設置等

集合住宅(事業所と併用したものを含む。)又は2戸以上で形成された事業所の建築を目的とする環境創出行為にあつては、近隣住民及び周辺住民からの問合せ等に対応できるように連絡先を明記した表示板を掲出するとともに、管理の委託等適切な対応を図る。

(10) 地域コミュニティの推進

住宅の建築を目的とする環境創出行為にあつては、入居者に対し、自治会への加入を促す。

(平18規則8・追加、平18規則37・平28規則17・令3規則11・一部改正)

(工事施行時の安全の確保等)

第42条 [条例第33条第1項第10号](#)の規定による工事施行時の安全の確保等に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 土砂等の搬出入

ア 土砂等を環境創出区域内に搬入し、又は環境創出区域外に搬出するときは、交通、騒音、振動、粉じんその他住民の生活環境に影響する事項について万全の対策をとる。

イ 環境創出区域内に搬入する土砂等の量と環境創出区域外に搬出する土砂等の量との差が1,000立方メートル以上の環境創出行為をしようとするときは、その搬出入経路、搬出入地及び搬入土砂等の処分の方法について、本市と協議する。

ウ 環境創出行為に伴う土砂等は、搬出入に際して市街地内を運搬しないように努めるとともに、特に深夜又は児童、生徒等の通学若しくは通園の時間帯の搬出入は、最小限にとどめるように努める。

(2) 通学路の安全対策

環境創出行為の施行に伴い、工事車両の運行経路が通学路に当たるときは、安全対策について秦野市教育委員会と協議する。

(3) 災害対策

環境創出行為により公共施設、住宅、かんがい用水、農作物等に被害を及ぼさないように事前に万全の対策をとる。

(4) 建設工事等に伴う騒音、振動又は粉じん対策

ア 環境創出行為に伴う騒音、振動又は粉じんについては、できる限り防止に努める。

イ 環境創出行為に伴う騒音又は振動については、午後10時から翌日午前6時までの間は、発生させてはならない。ただし、交通上著しく支障をきたす工事、災害復旧工事その他特殊かつ緊急の工事で市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

(5) 軟弱地盤及び温泉保護のための対策

軟弱地盤地域(強度が小さく変形しやすい粘性土、未分解の腐植土等により形成され、構造物の基礎としては支持力が不足している地盤(圧縮性が大きく、せん断強さが小さく、N値はおおむね粘土質3以下、砂質土10以下の地盤)で市長が別に定める地域をいう。)又は温泉準保護地域(神奈川県温泉保護対策要綱(昭和42年9月1日施行)に基づく温泉準保護地域をいう。)における地盤掘削を伴う環境創出行為にあつては、環境創出区域周辺の建築物等及び温泉の保護のための対策等について、本市と協議する。この場合において、中高層建築物の建築を目的とする環境創出行為にあつては、環境創出区域周辺の建築物等及び温泉に影響の少ない工法を採用するとともに、市長が別に定める施行前影響調査、施行中調査及び施行後影響調査を実施する。

(平18規則8・追加、平28規則17・令3規則11・一部改正)

(その他暮らしよい環境を創出するために必要な事項の実施)

第43条 [条例第33条第1項第11号](#)の規定によるその他暮らしよい環境を創出するために必要な事項の実施に関する基準は、次に定めるところによる。

(1) 都市計画との関連

ア 区域の設定

環境創出区域に接して都市計画決定された都市施設([法第11条](#)に規定する施設(その環境創出行為の施行に伴い[条例](#)に定める基準により整備する必要のある部分を除く。))をいう。以下この号において同じ。)の計画があり、市長が必要と認めるときは、その都市施設の区域を環境創出区域に含める。

イ 都市施設の協議

環境創出区域内に都市施設が含まれるときは、次に掲げるところによる。

(ア) 原則として都市施設の用地を緑地又は空地として確保する。

(イ) 環境創出行為の規模又は周辺の状況から市長が必要と認めるときは、都市施設を築造し、又は整備する。

(ウ) 本市は、([イ](#))により築造し、又は整備された都市施設の用地について、予算の範囲内において買い取る。

(2) 周知義務

事業者は、この規則による本市との協議の結果、買受者、入居者等に周知する義務のあることとされた事項は、文書で周知し、その写しを市長に提出する。

(平18規則8・追加、令3規則11・一部改正)

(技術基準等)

第44条 [第27条](#)から[前条](#)までに規定する基準を適用するために必要な技術基準その他の基準は、市長が別に定める。

(平18規則8・旧第29条繰下・一部改正)

(公共施設、公益的施設その他の施設の管理及び土地の帰属)

第45条 事業者が[第27条](#)から[第41条](#)までの規定により設置し、又は整備した公共施設、公益的施設その他の施設の管理及び土地の帰属については、次に定めるところによる。

(1) 公園

[第30条第1項](#)の規定により設置された公園については、その土地を無償で本市に帰属させるものとし、本市が施設を管理する。

(2) プレイロット

[第30条第2項](#)の規定により設置されたプレイロットについては、事業者が管理する。

(3) 道路

ア [第33条](#)の規定により整備された道路については、その土地を無償で本市に帰属させるものとし、本市が施設を管理する。ただし、市長が別に定める基準に満たない場合は、この限りでない。

- イ [ア](#)の規定にかかわらず、[第33条第3号ア](#)(イ)の規定により拡張計画幅まで整備するときは、道路後退幅を超える土地については、本市が予算の範囲内において買い取る。
- ウ [ア](#)の規定にかかわらず、[第33条第3号ア](#)(オ)の規定により新たに拡張するときは、道路後退幅までの土地については無償で本市に帰属させるものとし、それを超える土地については、本市が予算の範囲内において買い取る。
- (4) 排水施設
[第35条](#)の規定により整備された排水施設については、その土地を無償で本市に帰属させるものとし、本市が施設を管理する。ただし、土地が本市に帰属しなくても本市が管理する必要がある場合、市長が別に定める基準に満たない排水施設である場合等は、この限りでない。
- (5) ごみ収集場所
[第37条第1号](#)の規定により設置されたごみ収集場所については、その土地を無償で本市に帰属させるものとし、その管理は、利用者が共同して行う。ただし、集合住宅の建築を目的とする環境創出行為において設置されたごみ収集場所については、本市に無償使用させるものとし、その管理は、利用者又は建築物の管理者が行う。
- (6) 消防水利施設
[第38条第1号](#)の規定により設置された消防水利施設については、その土地を無償で本市に帰属させるものとし、本市が施設を管理する。ただし、事業所及び集合住宅の建築を目的とする環境創出行為で、防火水槽を設置する場合においては、事業者が管理する。
- (7) 集会所用地
[第41条第6号本文](#)の規定により確保された集会所用地については、その土地を無償で本市に帰属させるものとし、その管理は自治会等が行う。ただし、自治会等が管理するまでの間は、本市が管理する。
- (8) 集会室
[第41条第6号ただし書](#)の規定により確保された集会室については、事業者又は住民団体が管理する。
- 2 [前項](#)の規定により、土地が本市に帰属し、又は本市が管理する公共施設等について、事業者は、その時期等について本市と協議する。
- 3 [第1項](#)の規定により、土地(国有財産等である場合を含む。)が本市に帰属する場合においては、事業者は、境界査定の確認の後、市長が必要と認める査定地点に境界標を設置するとともに、所有権移転登記等に必要な図書を指定期日までに本市に提供する。
- 4 [第1項](#)の規定により、土地が本市に帰属し、又は本市が管理する公共施設等について瑕疵(かし)があった場合において、移転原因日([条例第22条第3項](#)に規定する検査済証の交付日の翌日をいう。)から起算して2年間、事業者は、修補義務を負う。
- 5 事業者は、自らが施設管理する公共施設等においては、施設賠償責任保険等に参加するように努める。
(平18規則8・追加、平22規則19・令3規則11・一部改正)
(大規模特定環境創出行為に係る協議)
- 第46条 事業者は、区域面積が50,000平方メートル又は計画戸数が500戸以上の環境創出行為にあつては、次に掲げる事項について、本市と協議する。
- (1) バス路線の整備等に関する事項
(2) 外周道路の整備等に関する事項
(3) 既設の周辺道路等の整備等に関する事項
(4) ごみ処理施設の整備に関する事項
(5) 消防設備の整備に関する事項
(6) 教育施設用地の確保に関する事項
(7) 教育施設の整備に関する事項
(8) 通学路の整備に関する事項
(9) 保育所用地の確保に関する事項
(10) 公民館、診療所、商業施設その他市長が必要と認める施設用地の確保に関する事項
(平18規則8・旧第31条繰下・一部改正、令3規則11・一部改正)
(適用の特例)
- 第47条 [次の各号](#)のいずれかに該当する環境創出行為に係る[第27条](#)から[前条](#)までの規定の適用については、市長が別に定めるところによる。
- (1) [法第29条第1項第4号](#)から[第7号](#)までに掲げる事業の施行地区内において行うその事業以外の環境創出行為
(2) 国、神奈川県又は本市が施行する公共事業により、その土地又は移転先において行う従前と同一用途の環境創出行為
(3) 国、神奈川県又は本市が施行する公共事業により、その土地又は移転先において行う従前と異なる環境創出行為
(4) 本市又は本市の機関が行う環境創出行為
(5) 特定工作物の建設を目的で行う環境創出行為

- (6) 環境創出行為の規模、計画の内容、周辺環境の状況等により、[第27条](#)から[前条](#)までの規定の一部を適用することが適当でないと市長が認める環境創出行為
- 2 法令等に規定する基準が[第27条](#)から[第41条](#)までに規定する基準を上回るときは、その法令等に規定する基準による。
- 3 [第27条](#)から[前条](#)までの規定による協議すべき事項がないと市長が認める環境創出行為については、事前協議確認通知書を交付することにより、[条例第20条](#)及び[第22条](#)の規定による手続を完了したものとみなす。
- (平13規則22・一部改正、平18規則8・旧第32条繰下・一部改正、19規則39・令3規則11・一部改正)

第4章 環境創出行為に係る紛争調整

(あっせんの開始等)

- 第48条 [条例第34条第1項](#)の規定によりあっせんを行うときは、あっせん開始通知書([第26号様式](#))により事業者並びに近隣住民及び周辺住民(以下「当事者」という。)に通知するものとする。
- 2 [条例第34条第1項ただし書](#)の規定により申出があった場合において、その申出に相当の理由があると認められないときは、その申出をした当事者に書面によりあっせんを行わない旨を通知するものとする。
- (平16規則13・一部改正、平18規則8・旧第33条繰下・一部改正、平24規則8・一部改正)

(秦野市環境創出行為紛争調整相談員)

- 第49条 [条例第34条第2項](#)の規定により設置された秦野市環境創出行為紛争調整相談員は、3名とする。
- (平18規則8・旧第34条繰下、令2規則12・令3規則11・一部改正)

(あっせんの打ち切り)

- 第50条 [条例第34条第6項](#)の規定によりあっせンを打ち切るときは、あっせん打ち切り通知書([第27号様式](#))により当事者に通知するものとする。
- (平16規則13・一部改正、平18規則8・旧第35条繰下・一部改正、平24規則8・一部改正)

(調停移行勧告等)

- 第51条 [条例第35条第1項](#)に規定する調停移行勧告は、紛争調停移行受諾勧告書([第28号様式](#))により当事者に通知するものとする。
- 2 [前項](#)の規定により通知を受けた当事者は、紛争調停移行受諾勧告回答書([第29号様式](#))を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、[前項](#)の回答書により当事者の一方が勧告を受諾しないときは、[条例第38条第1項](#)の規定により設置された秦野市まちづくり審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴き、調停に移行するように再度勧告すべき相当の理由があると認めるときは、紛争調停移行受諾再勧告書([第30号様式](#))によりその当事者に通知するものとする。
- 4 [前項](#)の規定により通知を受けた当事者は、紛争調停移行受諾再勧告回答書([第31号様式](#))を市長に提出しなければならない。
- 5 [前項](#)の規定により合意する旨の回答があったときは、調停開始通知書([第32号様式](#))により当事者に通知するものとする。
- (平16規則13・一部改正、平18規則8・旧第36条繰下・一部改正、平24規則8・一部改正)

(調停案の受諾の勧告等)

- 第52条 市長は、審議会から調停案の答申を受けたときは、当事者に対して相当の期限を定めて、その受諾を勧告するものとする。
- 2 [前項](#)の規定により勧告するときは、調停案受諾勧告書([第33号様式](#))により当事者に通知するものとする。
- 3 [前項](#)の規定により通知を受けた当事者は、調停案を受諾するか否かについて調停案受諾勧告回答書([第34号様式](#))を市長に提出しなければならない。
- 4 [第1項](#)の規定による勧告が行われた場合において、[同項](#)の期限内に当事者の双方から受諾する旨の申出がないときは、その調停手続は打ち切られたものとみなす。
- (平16規則13・一部改正、平18規則8・旧第37条繰下・一部改正、平24規則8・一部改正)

(調停手続の打ち切り等)

- 第53条 [条例第35条第4項](#)の規定により調停手続を打ち切るとき又は[前条第4項](#)の規定により調停手続が打ち切られたものとみなすときは、紛争調停打ち切り通知書([第35号様式](#))により当事者に通知するものとする。
- (平16規則13・一部改正、平18規則8・旧第38条繰下・一部改正、平24規則8・一部改正)

(関係図書の提出の求め等)

- 第54条 [条例第36条](#)の規定により紛争の当事者から関係図書の提出を求め、又は意見を聴くときは、あっせん・調停関係図書提出等要請書([第36号様式](#))により当事者に通知するものとする。
- (平16規則13・一部改正、平18規則8・旧第39条繰下・一部改正、平24規則8・一部改正)

(あっせん又は調停の出席者等)

- 第55条 あっせん又は調停に出席することのできる者は、当事者とする。ただし、市長が相当と認めた当事者の代理人は、出席することができる。
- 2 市長は、あっせん又は調停の手続のため必要があると認めるときは、あっせん又は調停に出席できる者として当事者の中から1人又は数人の代表者を選定するように求めることができる。

- 3 当事者は、前項の代表者を選定したときは、代表者選定届(第37号様式)により市長に届け出なければならない。

(平16規則13・一部改正、平18規則8・旧第40条繰下・一部改正、平24規則8・一部改正)

第5章 秦野市まちづくり審議会

(審議会の委員)

第56条 審議会は、10名の委員により組織する。

- 2 審議会の委員は、法律、環境、都市計画、建築、景観、福祉、行政等の分野に関して優れた知識及び経験を有する者又は市民のうちから市長が委嘱する。

(平17規則38・一部改正、平18規則8・旧第41条繰下、令3規則11・一部改正)

(委員の任期)

第57条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平18規則8・旧第42条繰下)

(会長及び副会長)

第58条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平18規則8・旧第43条繰下、平24規則8・一部改正)

(専門部会)

第59条 審議会にまちづくり専門部会、紛争調停専門部会及び景観専門部会(以下「専門部会」という。)を置くことができる。

- 2 まちづくり専門部会は、次に掲げる事項に関する答申又は建議を行う。

- (1) 条例第7条第2項に規定する推進地区基本計画の策定(同条第4項で準用する場合を含む。)に係る事項
- (2) 条例第18条第2項に規定する事前協議の確認(条例第21条第3項で準用する場合を含む。)に係る事項
- (3) 条例第25条第4項後段に規定する特定環境創出行為に関する助言又は指導に係る事項
- (4) 条例第32条及び第33条に規定するみどり豊かな暮らしよい環境の創出に係る事項(これらの規定に基づき定める基準を含む。)

- 3 紛争調停専門部会は、次に掲げる事項に関する答申又は建議を行う。

- (1) 条例第35条第3項に規定する調停に係る事項
- (2) 条例第37条に規定する工事着手の延期等に係る事項

- 4 景観専門部会は、次に掲げる事項に関する答申又は建議を行う。

- (1) 秦野市景観まちづくり条例(平成17年秦野市条例第26号。以下この号から第3号までにおいて「景観まちづくり条例」という。)第25条第2項に規定する景観計画又は景観地区の案の作成及び景観まちづくり条例第47条第2号に規定する景観計画の策定に係る事項
- (2) 景観まちづくり条例第52条に規定する特定届出対象行為に関する助言又は指導に係る事項
- (3) 景観まちづくり条例第55条第2項に規定する公表に係る事項
- (4) 秦野市屋外広告物条例(平成22年秦野市条例第18号。次号から第7号までにおいて「屋外広告物条例」という。)第4条第1号から第3号までの地域、同条第15号及び第16号の区域並びに同条例第5条第1項第11号の物件(以下この号において「地域等」という。)の指定又はその指定の変更若しくは解除及び地域等を定める規定の制定又は改廃に関する事項
- (5) 屋外広告物条例第8条第1項の特定区域(以下この号において「特定区域」という。)の指定又はその指定の変更若しくは解除及び特定区域を定める規定の制定又は改廃に関する事項
- (6) 屋外広告物条例第7条、第8条第2項及び第9条第2項の規定による基準の制定又は改廃に関する事項
- (7) 屋外広告物条例の施行に関する重要事項

- 5 審議会は、前3項の規定により専門部会が行った答申又は建議を審議会が行った答申又は建議とすることができる。

- 6 専門部会は、会長及び会長が審議会に諮って指名する委員で構成する。

- 7 専門部会に部会長を置き、その構成員の互選により定める。

- 8 部会長は、その専門部会の事務を掌理し、審議の経過及び結果を直近に開催される審議会に報告するものとする。

(平17規則38・一部改正、平18規則8・旧第44条繰下、平20規則19・平23規則2・令3規則11・一部改正)

(専門調査員)

第60条 市長は、審議会に専門の事項を調査させる必要があるときは、専門調査員若干名を置くことができる。

(平18規則8・旧第45条繰下)

(会議)

第61条 審議会及び専門部会の会議は、それぞれ会長及び部会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会及び専門部会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 審議会及び専門部会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会及び専門部会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (平18規則8・旧第46条繰下、令3規則11・一部改正)

(審議会等の庶務)

第62条 審議会及び専門部会の庶務は、まちづくり主管課において処理する。

(平17規則4・平17規則38・一部改正、平18規則8・旧第47条繰下、平20規則19・平23規則2・平27規則20・平31規則16・一部改正)

第6章 雑則

(規則で定める適用除外行為)

第63条 [条例第39条第1項第5号](#)に規定する規則で定める環境創出行為は、[次の各号](#)のいずれかに該当するものとする。

- (1) [法第11条第1項](#)の規定により都市計画に定める施設を整備する目的を達成し、その施設の機能を高めるために行う環境創出行為のうち、本市との協議が整ったもの
- (2) [土地改良法\(昭和24年法律第195号\)第2条第2項](#)に規定する土地改良事業として行う環境創出行為のうち、本市との協議が整ったもの
- (3) 農業用排水施設、農業用道路、林道その他農業若しくは林業のために使用する施設に関する事業又は[森林法\(昭和26年法律第249号\)第25条](#)及び[第25条の2](#)の規定により指定された保安林の保全のために必要な事業若しくは[同法第41条第3項](#)に規定する保安施設事業として行う環境創出行為(建築行為を伴う環境創出行為を除く。)
- (4) 農地等における土石(岩石、砂利(砂及び玉石を含む。))又は土をいう。[別表第1](#)において同じ。)の採取を目的とする環境創出行為(着手後1年以内にその土地の形質を現状に回復するものに限る。)
- (5) 開発行為を伴わない建築行為のうち、[条例第39条第1項第1号](#)に規定する環境創出行為と同様のもので、本市との協議が整ったもの
- (6) 非常災害のため必要な応急処置として行う環境創出行為
- (7) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

(平16規則13・一部改正、平18規則8・旧第48条繰下・一部改正、平26規則43・追加、令3規則11・一部改正)

(公表)

第64条 [条例第44条第1項](#)に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 環境創出区域の位置、区域及び面積
- (3) 違反の事実(市長又は審議会の求め又は要請に正当な理由がなく応じなかった事実を含む。)
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 [条例第44条第1項](#)の規定による公表は、本市の広報紙又は日刊新聞紙への掲載、現地掲示板の設置その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(平16規則13・一部改正、平18規則8・旧第49条繰下)

(公表通知書)

第65条 市長は、[条例第44条第1項第4号](#)の規定による公表をしようとするときは、公表通知書([第41号様式](#))により事業者及び工事施行者に通知するものとする。

(平16規則13・一部改正、平18規則8・旧第50条繰下、平24規則8・一部改正)

(様式)

第66条 [条例](#)及びこの規則の規定により使用する[様式](#)は、[別表第19](#)のとおりとし、その内容は、別に定める。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、法令等の規定に基づく[様式](#)の内容が[条例第20条](#)から[第22条](#)まで及び[第24条](#)の規定に基づく[様式](#)と同等以上の内容であると市長が認めるときは、法令等の規定に基づく[様式](#)によることができる。

(平16規則13・一部改正、平18規則8・旧第51条繰下・一部改正、平24規則8・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。

(秦野市環境保全条例施行規則の廃止に伴う経過措置の失効)

2 秦野市環境保全条例施行規則を廃止する規則(平成12年秦野市規則第15号)附則第2項の規定により、なおその効力を有するものとされた秦野市環境保全条例施行規則(昭和48年秦野市規則第24号)第18条及び第22条の規定は、この規則の施行の日限り、その効力を失う。

附 則(平成12年11月30日規則第41号)

この規則は、平成12年12月1日から施行する。

附 則(平成13年6月8日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の秦野市まちづくり条例施行規則の規定により、施行日前において秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号)第16条第1項に規定する協議をしているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日規則第13号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月17日規則第4号)

この規則は、平成17年2月17日から施行する。

附 則(平成17年12月16日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年12月28日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この規則による秦野市まちづくり審議会の委員数の改正により新たに委嘱する3人の委員の最初の任期は、第42条第1項の規定にかかわらず、平成18年12月16日までとする。

附 則(平成18年3月31日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の秦野市まちづくり条例施行規則の規定により、この規則の施行の日前において秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号)第16条第1項に規定する協議をしているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月27日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の秦野市まちづくり条例施行規則の規定により、この規則の施行の日前において秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号)第16条に規定する協議として現に協議中のものについては、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月6日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の秦野市まちづくり条例施行規則の規定により、この規則の施行の日前において秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号)第16条に規定する協議として現に協議中のものについては、なお従前の例による。

附 則(平成19年10月18日規則第39号)

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成20年6月27日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月3日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年6月25日規則第19号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月8日規則第2号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(秦野市まちづくり条例施行規則の一部改正)

- 2 秦野市まちづくり条例施行規則(平成12年秦野市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号イ中「テレフォンクラブ等営業所(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第49条第1項に規定する端末設備を利用して、専ら異性間の会話の機会の提供又は伝言の媒介をする営業を営むために端末設備を設置する場所をいう。以下「テレフォンクラブ」という。)」を「テレフォンクラブ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を行う店舗をいう。第4条において同じ。)」に改める。

第13条第3号中「神奈川県立自然公園条例施行規則(昭和34年神奈川県規則第69号)第1条第1項第1号又は第4号」を「神奈川県立自然公園条例(昭和34年神奈川県条例第6号)第12条及び第14条」に改め、同条第4号中「農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第4条の2又は同令第6条の2」を「農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号」に改め、同条第6号中「(平成16年法律第110号)」を削る。

第59条第1項中「、景観専門部会及びまちづくり交付金事後評価専門部会」を「及び景観専門部会」に改め、同条第4項に次の4号を加える。

- (4) 秦野市屋外広告物条例(平成22年秦野市条例第18号。以下「屋外広告物条例」という。)第4条第1号から第3号まで、第15号、第16号及び第5条第1項第11号の地域若しくは物件の指定又はその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定に関する事項
- (5) 屋外広告物条例第8条第1項の規定による特定区域の指定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定に関する事項
- (6) 屋外広告物条例第7条、第8条第2項及び第9条第2項の規定による基準の設定に関する事項
- (7) 屋外広告物条例の施行に関する重要事項

第59条第5項を削り、同条第6項中「前4項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項を同条第8項とする。

第62条第1項中「まちづくり交付金事後評価専門部会」を「紛争調停専門部会」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

附 則(平成23年7月21日規則第26号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の秦野市まちづくり条例施行規則の規定により、この規則の施行の日前において秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号)第16条に規定する協議として現に協議中のものについては、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日規則第8号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の秦野市まちづくり条例施行規則の規定により、この規則の施行の日前において秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号)第16条に規定する協議として現に協議中のものについては、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日規則第12号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(秦野市まちづくり条例施行規則の一部改正)
- 2 秦野市まちづくり条例施行規則(平成12年秦野市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第13条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年秦野市条例第8号)第4条の規定に基づく協議

附 則(平成26年10月27日規則第43号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第20号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第17号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規則第14号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(適用区分)
- 2 この規則による改正後の秦野市まちづくり条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、施行日以後に秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号)第16条の規定による協議を開始したものについて適用し、施行日前にその協議を開始したものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に秦野市まちづくり条例第16条の規定による協議を開始し、かつ、施行日以後に同条例第21条の規定による変更の届出又は申出をしたものについては、改正後の規則の規定(改正後の規則別表第4備考2の規定を除く。)を適用する。

附 則(平成30年8月22日規則第32号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- (適用区分)
- 2 この規則による改正後の秦野市まちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号)第25条の規定による特定環境創出行為計画書が提出された環境創出行為について適用し、同日前に特定環境創出行為計画書が提出された環境創出行為については、なお従前の例による。
- 附 則(平成31年3月29日規則第16号)
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則(令和元年10月31日規則第16号)
- この規則は、令和元年11月1日から施行する。
- 附 則(令和2年3月31日規則第12号)抄
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則(令和3年3月26日規則第11号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- (適用区分)
- 2 この規則による改正後の秦野市まちづくり条例施行規則の規定は、施行日以後に秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号)第16条の規定による協議を開始したものについて適用し、施行日前にその協議を開始したものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に秦野市まちづくり条例第16条の規定による協議を開始し、かつ、施行日以後に同条例第21条の規定による変更の届出又は申出をしたものについては、この規則による改正後の秦野市まちづくり条例施行規則の規定を適用する。

別表第1(第3条関係)

番号	土地利用目的	内容
1	森林及び原野	森林法第2条第1項 に規定する森林又は雑草、かん木類等が生育する土地で、開発又は整備がされていないもの
2	農地等	農地法第2条第1項 に規定する農地又は採草放牧地
3	住宅用地	主として住宅としての建築物のために使用する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
4	商工業施設用宅地	主として商業施設又は工業施設としての建築物のために使用する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
5	研究研修施設用宅地	主として研究施設又は研修施設としての建築物のために使用する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
6	教育文化施設用宅地	主として学校、博物館、劇場等の教育施設又は文化施設としての建築物のために使用する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
7	福祉医療施設用宅地	主として児童福祉施設、老人保健施設、病院等の福祉施設又は医療施設としての建築物のために使用する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
8	その他の宅地	3の項から7の項までに規定する建築物以外のために使用する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な土地
9	墓地墓園用地	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第4項 に規定する墳墓その他これに準じる施設(ペット霊園を含む。)の集合的な設置のために使用する土地
10	廃棄物処理施設用地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項 に規定する廃棄物(以下「廃棄物」という。)の分別、保管、積替え、再生、処分等を行う施設のために使用する土地
11	駐車場又は駐輪場用地	自動車、原動機付自転車又は自転車の駐車のために使用する土地
12	自動車等集積保管場所用地	自動車又は原動機付自転車(廃棄物であるものを含む。)を集積(直接又は架台を用いて積み重ねた状態をいう。)させて保管する場所のために使用する土地
13	建設資機材等保管場所用地	建設資機材、建設廃材、廃棄家庭電化製品、タイヤその他これらに類するものの保管のために使用する土地
14	レクリエーション施設用地	運動場、野球場、キャンプ場等のスポーツ施設又はレクリエーション施設のために使用する土地(8の項に掲げるものを除く。)
15	土石採取用地	土石の採取のために使用する土地
16	発生土処分場用地	工事その他土地の形状の変更行為に伴って生じる土石(廃棄物であるものを除く。)の処分のために使用する土地

17	再生可能エネルギー施設用地	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用する施設のために使用する土地
18	その他の用地	1の項から17の項までのいずれにも該当しない土地

備考

1 次の土地の利用目的の変更は、その土地の利用目的の変更がないものとみなす。

(1) 1の項及び2の項の相互間において土地の利用目的を変更する環境創出行為

(2) 3の項から18の項までに掲げる土地の利用目的から1の項又は2の項に掲げる土地の利用目的に変更する環境創出行為

2 この表において、「ペット霊園」とは、ペット動物の死体を火葬する施設(自動車等に搭載し、移動することができる移動式火葬施設を含む。)と納骨施設若しくは墓地とを併せ持つ施設又はそれぞれの施設をいう。

(平16規則13・令3規則11・一部改正)

別表第2(第3条関係)

番号	建築物の利用目的	対象となる建築物
1	住宅	住宅、集合住宅その他これらに類する建築物
2	商業用建築物	百貨店、スーパーマーケット、店舗、遊技場、競技施設その他これらに類する建築物
3	宿泊用建築物	ホテル、旅館その他これらに類する建築物
4	業務用建築物	工場(法第4条第11項に規定する第1種特定工作物を含む。)、倉庫、事務所、研究所、学校、寺社、集会所、駐車場(建築物に付随するものを除く。)その他これらに類する建築物
5	福祉医療用建築物	医療施設、社会福祉施設その他これらに類する建築物
6	処理施設用建築物	業務用建築物のうち、火葬場、と畜場、ごみ焼却場その他これらに類する建築物

(平18規則8・全改、令3規則11・一部改正)

別表第3(第7条関係)

特定用途建築物	水平距離
第2条第9号アに規定する建築物	100メートル
第2条第9号イに規定する建築物	50メートル

(平18規則8・一部改正)

別表第4(第28条関係)

敷地面積	敷地面積に対する緑地の割合			
	市街化区域			市街化調整区域
	商業系地域及び工業専用地域以外の地域	商業系地域	工業専用地域	
500平方メートル未満	5パーセント以上	5パーセント以上 (事業所は、2パーセント以上)	5パーセント以上	10パーセント以上
500平方メートル以上3,000平方メートル未満	10パーセント以上		10パーセント以上	15パーセント以上
3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	15パーセント以上			20パーセント以上
10,000平方メートル以上	20パーセント以上			25パーセント以上

備考

1 給油取扱所(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定するものをいう。)については、敷地面積にかかわらず、敷地面積に対する緑地の割合を2パーセント以上とする。

2 廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項及び第7条に規定するものをいう。)については、敷地面積に応じた緑地の割合に5パーセントを上乗せする。

(平18規則8・全改、平29規則14・一部改正)

別表第5(第28条関係)

△印：野鳥の食餌木(しょくじぼく)

奨励樹木

高木	常緑樹	△クスノキ
	落葉樹	ケヤキ
中木	常緑樹	キンモクセイ
	落葉樹	ハナミズキ
低木	常緑樹	ベニカナメモチ
	落葉樹	ドウダンツツジ
準奨励樹木		
高木	常緑樹	△タブノキ シラカシ スダジイ ヤマモモ
	落葉樹	△ヤマザクラ ヤマモミジ ヒメシャラ コブシ
中木	常緑樹	△モッコク
	落葉樹	ナツツバキ
低木	常緑樹	イヌツゲ ジンチョウゲ
	落葉樹	アジサイ
芝等		
芝	目地幅4センチメートル以内	高麗芝
地被類	地表を覆っている状態	フッキソウ オカメザサ
多年生草木	地表を覆っている状態	シバザクラ タマリユウ
壁面緑化の奨励ツル植物		
ムベ サネカズラ		
壁面緑化の準奨励ツル植物		
ナツツタ		

備考

- 1 芝等にあつては、1箇所の面積は10平方メートル以上とし、緑地全体面積に占める割合は、商業系地域については4割以内、その他の地域については2割以内とする。
- 2 この表において、「高木」とは、生育したときの樹高が10メートル以上の樹木をいう。
- 3 この表において、「中木」とは、生育したときの樹高が5メートル以上10メートル未満の樹木をいう。
- 4 この表において、「低木」とは、生育したときの樹高が5メートル未満の樹木をいう。
- (平18規則8・全改、平22規則19・追加)

別表第6(第30条関係)

区域面積	1か所の最小面積
1.0ヘクタール未満	150平方メートル
1.0ヘクタール以上5.0ヘクタール未満	300平方メートル
5.0ヘクタール以上20.0ヘクタール未満	500平方メートル
20.0ヘクタール以上	本市と協議する。

(平18規則8・全改、令3規則11・一部改正)

別表第7 削除

(平18規則8)

別表第8(第31条関係)

区域面積	敷地面積	
	平均	最低
500平方メートル未満	—	100平方メートル
500平方メートル以上10,000平方メートル未満	120平方メートル以上	100平方メートル
10,000平方メートル以上	140平方メートル以上	120平方メートル

備考

- 1 市街化調整区域においては、区域面積にかかわらず、1区画150平方メートル以上とする。
- 2 幅員2.5メートルに満たない専用通路は、延長5メートルまでを敷地面積として算入する。

(平18規則8・全改、平22規則19・一部改正)
別表第9(第31条関係)

用途地域		敷地境界線からの後退距離
商業系地域	容積率300パーセント以上	0.5メートル(道路境界線に限る。)
	容積率300パーセント未満	0.5メートル(道路境界線に限る。)
		1.0メートル(道路境界線以外の敷地境界線)
工業系地域		1.0メートル
住居系地域		1.5メートル
市街化調整区域		1.5メートル

備考 周辺の地形等により外壁後退距離の確保の必要がないと市長が認めるときは、適用しない。
(平18規則8・一部改正)
別表第10(第33条関係)

環境創出行為の規模		区域内道路の最小幅員(うち歩道幅員)
区域面積	計画人口	
0.3ヘクタール未満	50人以下	4.5メートル以上
0.3ヘクタール以上2.5ヘクタール未満	50人超250人以下	6メートル以上
2.5ヘクタール以上5ヘクタール未満	250人超500人以下	7メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	500人超2,500人以下	11メートル以上(2メートル以上を両側設置)
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	2,500人超	13メートル以上(3メートル以上を両側設置)
20ヘクタール以上	—	15メートル以上(4メートル以上を両側設置)

備考 区域内道路の最小幅員が6メートル以上となる場合において、枝線等で環境創出区域内の主要な道路でなく、通行上支障がないと市長が認めるときは、[次の表](#)に定めるその枝線等の道路延長に応じて、それぞれに定める道路幅員によることができる。

道路延長	道路幅員
70メートル以下	4.5メートル以上
100メートル以下	5.0メートル以上
250メートル以下	6.0メートル以上

(平18規則8・全改、令3規則11・一部改正)
別表第10の2(第35条関係)

1 雨水調整施設

地域	区域面積	対象
全域(大根川流域を除く。)	5,000平方メートル以上	全ての環境創出行為
大根川流域	1,000平方メートル以上	全ての環境創出行為

備考

- 既存建築物の増築、改築、建替えの場合を除く。
- 大根川流域を除く区域においては、次の各号のいずれにも該当し、かつ、本市との協議が整ったときは、雨水調整施設の設置を要しない。
 - 区域面積が10,000平方メートル未満であること。
 - 放流先の雨水管きょが下水道計画により河川放流口まで整備済みであること。
- 大根川流域のうち浸透可能地域においては、雨水浸透施設との併設又は雨水浸透施設で代替することができる。

2 雨水浸透施設

区域面積	対象	備考
1,000平方メートル以上	事業所の建築	雨水調整施設を設置する場合を除く。

備考 浸透不可地域を除く。
(平18規則8・追加、平18規則37・平26規則43・令3規則11・一部改正)
別表第11(第36条関係)

項目	甲水域	乙水域
----	-----	-----

カドミウム及びその化合物	検出されないこと。	
シアン化合物	検出されないこと。	
有機磷(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検出されないこと。	0.05mg/1以下
六価クロム化合物	検出されないこと。	0.05mg/1以下
砒(ひ)素及びその化合物	検出されないこと。	0.01mg/1以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検出されないこと。	0.005mg/1以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	0.003mg/1以下
トリクロロエチレン	検出されないこと。	0.1mg/1以下
テトラクロロエチレン	検出されないこと。	0.1mg/1以下
ジクロロメタン	検出されないこと。	0.2mg/1以下
四塩化炭素	検出されないこと。	0.02mg/1以下
1, 2—ジクロロエタン	検出されないこと。	0.04mg/1以下
1, 1—ジクロロエチレン	検出されないこと。	1mg/1以下
シス—1, 2—ジクロロエチレン	検出されないこと。	0.4mg/1以下
1, 1, 1—トリクロロエタン	検出されないこと。	3mg/1以下
1, 1, 2—トリクロロエタン	検出されないこと。	0.06mg/1以下
1, 3—ジクロロプロペン	検出されないこと。	0.02mg/1以下
チウラム	検出されないこと。	0.06mg/1以下
シマジン	検出されないこと。	0.03mg/1以下
チオベンカルブ	検出されないこと。	0.2mg/1以下
ベンゼン	検出されないこと。	0.1mg/1以下
セレン及びその化合物	検出されないこと。	0.1mg/1以下
ほう素及びその化合物	検出されないこと。	10mg/1以下
ふっ素及びその化合物	検出されないこと。	0.8mg/1以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/1以下	
1, 4—ジオキサン	検出されないこと。	0.5mg/1以下
フェノール類	検出されないこと。	0.005mg/1以下
銅及びその化合物	1mg/1以下	
亜鉛及びその化合物	1mg/1以下	
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)	0.3mg/1以下	
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)	0.3mg/1以下	
クロム及びその化合物	検出されないこと。	0.1mg/1以下
ニッケル及びその化合物	0.3mg/1以下	
水素イオン濃度(水素指数)	5.8以上8.6以下	
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類含有量)	3mg/1以下	
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類含有量)	3mg/1以下	
大腸菌群数	1,000個/ml以下	3,000個/ml以下
外観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。	
臭気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	

備考

- この表において、「甲水域」とは、公共用水域のうち神奈川県生活環境の保全等に関する[条例施行規則](#)(平成9年神奈川県規則第113号)第36条第2項第3号エ又はオに規定する水域をいう。
- この表において、「乙水域」とは、公共用水域のうち甲水域を除く水域をいう。

- 3 この表において、「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法により排水の汚染状態を測定した場合において、その結果がその測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 この水質基準は、その工場等の排出口で採水した排水に適用する。
(平16規則13・平18規則8・令元規則16・令3規則11・一部改正)

別表第12(第36条関係)

項目	1日当たりの平均的な排出量		全水域
生物化学的酸素要求量(BOD)	10立方メートル超20立方メートル以下	日平均	20mg／1以下
	20立方メートル超100立方メートル以下	日平均	15mg／1以下
	100立方メートル超	日平均	10mg／1以下
浮遊物質質量(SS)	10立方メートル超20立方メートル以下	日平均	40mg／1以下
	20立方メートル超100立方メートル以下	日平均	35mg／1以下
	100立方メートル超	日平均	20mg／1以下

- (平18規則8・令3規則11・一部改正)
- 別表第13(第38条関係)

区分	基準面積等	消防水利施設
地上3階以下の建築物がある場合又は建築物がない場合	区域面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満	消火栓(既設の消防水利施設が第38条第1号イに定める範囲内に設置されている場合は、この限りでない。)
	区域面積が3,000平方メートル以上	40立方メートルの防火水槽
地上4階以上の建築物がある場合(1棟につき)	地上7階未満で、延べ面積が500平方メートル以上1,500平方メートル未満	消火栓(既設の消防水利施設が第38条第1号イに定める範囲内に設置されている場合は、この限りでない。)
	地上7階未満で、延べ面積が1,500平方メートル以上6,000平方メートル未満	40立方メートルの防火水槽
	地上7階未満で、延べ面積が6,000平方メートル以上	60立方メートルの防火水槽
	地上7階以上で、延べ面積が1,500平方メートル未満	40立方メートルの防火水槽
	地上7階以上で、延べ面積が1,500平方メートル以上	60立方メートルの防火水槽

- 備考
- 1 地上3階以下の建築物がある場合又は建築物がない場合で、区域面積が3,000平方メートル以上のときは、防火水槽から第38条第1号イに定める範囲で区域を包含できるように設置し、包含できない区域については、40立方メートルの防火水槽又は消火栓をその包含できない区域を包含できるように設置する。
- 2 地上4階以上の建築物が建築される環境創出行為の区域内については、棟別に算定した消防水利施設から第38条第1号イに定める範囲でその建築物を包含できるように設置し、包含できない建築物又は区域については、次の各号に定めるところによる。この場合において、複数の建築物を一つの消防水利施設(その複数の建築物が異なる区分に該当する場合は、大きい方の消防水利施設に限る。)で包含することができる。

(1) 包含できない部分に地上4階以上の建築物がある場合は、棟別に算定した消防水利施設から第38条第1号イに定める範囲で、その包含できない部分を包含できるように設置すること。

(2) 包含できない部分に地上3階以下の建築物がある場合又は建築物がない区域がある場合は、「地上3階以下の建築物がある場合又は建築物がない場合」の区分により算定した消防水利施設から第38条第1号イに定める範囲で、その包含できない部分を包含できるように設置すること。
- 3 地上4階以上の建築物で、延べ面積が10,000平方メートルを超える場合は、5,000平方メートルごとに消防用水20立方メートルを加算する。
- 4 備考3の加算により防火水槽に求められる貯水量の合計が80立方メートル以上となる場合は、複数の防火水槽に分けることができる。この場合において、1基当たりの貯水量は40立方メートル以上とする。
(平16規則13・平18規則8・平26規則43・一部改正)

別表第14 削除
(平18規則8)

別表第15(第41条関係)

区分	最低基準確保率	環境創出区域内確保率
----	---------	------------

駐 車 場	商業系地域	計画戸数の40パーセントとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、本市と協議し、最低基準確保率を適用しないことができる。 (1) 秦野市駅前広場管理条例(昭和55年秦野市条例第37号)第3条 に規定する駅前広場のみを接道とする区域 (2) 都市計画道路を接道とする区域又は秦野市曲松一丁目地内商業地域において、区域面積500平方メートル未満であり、かつ、1階部分を店舗等の用途に供するもの	左の50パーセント
	住居系地域(第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域に限る。)及び市街化調整区域	計画戸数の70パーセント	左の70パーセント
	上記以外の住居系地域及び工業系地域(準工業地域及び工業地域に限る。)	計画戸数の60パーセント	左の70パーセント
駐 輪 場	全域	計画戸数の100パーセント	

備考

- 1 計画戸数が50戸以上の集合住宅の建築を目的とする環境創出行為については、来客用駐車場等を確保する。
- 2 小規模環境創出行為については、区域内確保率は適用しない。
- 3 駐輪場には、自転車等を置く場所を明確にした用地を含む。
- 4 駐車場の1台当たりの標準寸法は、幅2.5メートル(最低2.3メートル)、奥行5.0メートル以上とする。ただし、区域内確保率で定められた確保台数の40パーセント以内の台数に係る標準寸法は、幅2.1メートル、奥行4.0メートル以上とすることができる。
- 5 駐輪場の1台当たりの標準寸法は、幅0.6メートル、奥行1.9メートル以上とする。
- 6 機械式設備等による駐車場又は駐輪場で、適切に駐車又は駐輪できると認められるときは、別途協議する。
- 7 入居者等による自動車又は自転車の利用形態により表中の最低基準確保率を適用する必要がないと認められるときは、別途協議する。
- 8 駐車場台数の最低基準は、計画戸数に最低基準確保率(単身用住宅にあつては、最低基準確保率に3分の2を乗じて得た率)を乗じて得た台数とし、その台数に1台未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 9 前項の規定により算定した台数のうち環境創出区域内に確保すべき台数は、同項の規定により算定した台数に環境創出区域内確保率を乗じて得た台数とし、その台数に1台未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(平18規則8・全改、平22規則19・令3規則11・一部改正)

別表第16(第41条関係)

	標準確保台数	
駐 車 場	対象面積500平方メートル未満	本市と協議する。
	対象面積500平方メートル以上	業態等に応じ、市長が別に定める基準による。
駐 輪 場	本市と協議する。	

備考

- 1 この表において、「対象面積」とは、商業型施設においては売場面積、その他の事業所においてはこれに準じる部分の面積をいう。
- 2 [大規模小売店舗立地法\(平成10年法律第91号\)](#)が適用される施設については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)駐車需要の充足等交通に係る事項」に基づき、駐車場を確保する。

(平18規則8・全改、令元規則16・令3規則11・一部改正)

別表第17(第41条関係)

計画戸数	確保面積	用地確保が困難な場合の集会室の床面積
50戸以上100戸未満	本市と協議する。	1戸当たり1平方メートル
100戸以上300戸未満	330平方メートル以上	100平方メートル以上
300戸以上500戸未満	500平方メートル以上	150平方メートル以上

500戸以上	本市と協議する。	本市と協議する。
--------	----------	----------

(平18規則8・令3規則11・一部改正)

別表第18(第41条関係)

計画戸数	倉庫の床面積	倉庫の高さ
20戸以上50戸未満	3.3平方メートル以上	2.2メートル以上
50戸以上100戸未満	6.6平方メートル以上	2.2メートル以上
100戸以上300戸未満	13.2平方メートル以上	2.2メートル以上
300戸以上	本市と協議する。	本市と協議する。

(平18規則8・令3規則11・一部改正)

別表第19(第66条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	地域まちづくり推進協議会認定申請書	第9条
第2号様式	地域まちづくり基本構想区域等届	条例第10条
第3号様式	借地権申告書	条例第13条
第4号様式	小規模環境創出行為事前調査書	条例第16条
第5号様式	環境創出行為事前協議書	条例第16条
第6号様式	近隣住民との事前調整開始届	条例第17条
第7号様式	近隣住民等周知及び調整に関する報告書	条例第17条
第8号様式	事業計画板	条例第17条
第9号様式	環境創出行為事前協議確認通知書	条例第18条
第10号様式	工事着手届	条例第20条
第11号様式	環境創出行為変更届	条例第21条
第12号様式	環境創出行為変更協議申出書	条例第21条
第13号様式	環境創出行為再協議確認通知書	条例第21条
第14号様式	環境創出行為の軽微な変更届	条例第21条
第15号様式	工事完了届	条例第22条
第16号様式	環境創出行為に関する工事の検査済証	条例第22条
第17号様式	環境創出行為廃止届	条例第24条
第18号様式	特定環境創出行為計画書	条例第25条
第19号様式	特定環境創出行為変更協議申出書	条例第25条
第20号様式	特定環境創出行為の軽微な変更届	条例第25条
第20号様式の2	特定環境創出行為計画板	第18条
第21号様式	特定環境創出行為に対する意見書	条例第27条
第22号様式	特定環境創出行為に対する見解書	条例第28条
第23号様式	特定環境創出行為に対する再意見書	条例第29条
第24号様式	意見陳述書	第21条
第25号様式	紛争調整(あっせん)申出書	条例第34条
第26号様式	あっせん開始通知書	第48条
第27号様式	あっせん打切通知書	第50条
第28号様式	紛争調停移行受諾勧告書	第51条
第29号様式	紛争調停移行受諾勧告回答書	第51条
第30号様式	紛争調停移行受諾再勧告書	第51条
第31号様式	紛争調停移行受諾再勧告回答書	第51条
第32号様式	調停開始通知書	第51条
第33号様式	調停案受諾勧告書	第52条
第34号様式	調停案受諾勧告回答書	第52条
第35号様式	紛争調停打切通知書	第53条

2025/05/29 19:00

秦野市まちづくり条例施行規則

第36号様式	あっせん・調停関係図書提出等要請書	第54条
第37号様式	代表者選定届	第55条
第38号様式	工事着手の延期等要請書	条例第37条
第39号様式	環境創出行為に係る工事着手延期申出書	条例第41条
第40号様式	身分証明書	条例第43条
第41号様式	公表通知書	第65条

(平24規則8・追加、令3規則11・一部改正)

第1号様式(第9条関係)

第 1 号様式（第 9 条関係）

地域まちづくり推進協議会認定申請書

年 月 日

(宛先)
秦野市長

申請者 住 所
代 表 氏 名
電話番号

秦野市まちづくり条例第 1 0 条第 1 項の規定による地域まちづくり推進協議会の認定を受けたいので、同条例施行規則第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

団 体 の 名 称	
団 体 の 所 在 地	
団体の活動の目的	
団体の活動の区域	
特 記 事 項	

第2号様式(条例第10条関係)

第2号様式（条例第10条関係）

地域まちづくり基本構想区域等届

年 月 日

(宛先)
秦野市長

届出団体 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

秦野市まちづくり条例第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

地域まちづくり 基本構想の区域	
まちづくりの 目標 (将来像)	
まちづくりの 方針	
特 記 事 項	

第3号様式（条例第13条関係）

借地權申告書

年 月 日

(宛先)
秦野市長

借地権者	住 所			
	氏 名			
	生年月日		職業	
土地所有者又は 申告に係る借地 権の目的である 権利を有する者	住 所			
	氏 名			
	生年月日		職業	

次表の土地の(全部・一部){ }平方メートルについて、次の内容の{ }権を有することを申告します。

年 月 日 土地登記簿記載事項						
大	字	字	地 番	地 目	地 積	摘 要

第4号様式(条例第16条関係)

第4号様式(条例第16条関係)

□小規模環境創出行為事前調査書(環境創出区域面積500㎡未満)

年 月 日受付

受付番号

添付書類…案内図、配置図、平面図(求積表)、立面図、公園、土地の登記事項証明書の写し(区域面積が500㎡以上又は残地がある場合)、他法令等による許可書等の写し、各担当課等との協議に必要な図面(内容については、事前に提出する担当課等に確認して下さい。)

(共通記入事項)

明細地図 年版 東・西 P (-)

事業者

住所
電話番号 ()
氏名
秦野市まちづくり条例第16条第1項の手続を右の者に委任しました。

受任者
住所
電話番号 ()
氏名(会社名等含む)

環境創出行為の区域面積

㎡

環境創出行為の目的
(500㎡以上の場合記入)

[新築・その他()](内容:)
[土地の利用目的変更](新、旧)
[建築物の利用目的変更](新、旧)

土地所有者(代表)

計画地の所在 秦野市

用途地域

都市計画等

□区画整理区域 □都市計画施設含有区域 □建築協定区域 □地区計画区域
□都市計画法第36条第2項に基づく検査済証交付済区域(年 月 日交付)
□秦野市まちづくり条例第22条第3項に基づく検査済証交付済区域(年 月 日交付)

造成面積

㎡

高さ

㎡

土量

㎡

切土

㎡

盛土

㎡

埋土

㎡

工事着手予定日

年 月 日

工事完了予定日

年 月 日

(建築物の場合、記入してください。)

用途

住宅 戸(自己・専用・長屋・共同)(世帯用・単身用)
その他()

工事種別

□新築
□その他()

敷地面積

㎡

隣接
残地

□有
地番()

□無

構造

造

申請部分

既存部分

合計

階数

地上
地下

階
階

建築面積

㎡

㎡

㎡

最高高さ

㎡

m

延べ床面積

㎡

㎡

㎡

排水

□公共下水道…宅内樹(有・無) □くみ取り □集中浄化槽
□合併浄化槽 人槽(新設・既設) □その他()

放流先

汚水 □道路内排水管 □道路側溝 □水路・河川
雨水 □道路内排水管 □道路側溝 □水路・河川 □浸透

接する道路及び
道路の幅員

□国道・県道 号(幅員 m)
□市道 号線(幅員 m)
□区画整理による道路(幅員 m)

□開発道路(幅員 m)
□位置指定道路(幅員 m)
□その他(幅員 m)

(集合住宅又は複数の事業所が入居する建築物の場合、記入してください。)

1戸当たりの専有面積

㎡

管理者又は管理受託者

電話

(工作物の場合、記入してください。)

工作物の概要

種類

設置面積

㎡

工事種別

□新築□その他()

高さ

m

屋外広告物条例協議(有・無)

生活美観創出協議(有・無)

道路後退(有・無)

次の場合は、各担当課等と事前に協議を済ませてください。(都市計画法の該当の規定については、開発指導課(開発審査担当)です。0463-81-5123)
都市計画施設が含まれる場合は、まちづくり計画課都市計画担当(0463-82-9643)(まちづくり計画課記入)

都市計画施設

□都市計画法第53条に基づく許可済 □査定済

用途地域査定

□査定済 □立地適正化 □届出済

・ ・

担当

専用住宅を除く建築物の駐車場については、地域安全課交通安全担当(0463-82-9625)(地域安全課記入)

駐車場等

駐車場 台(区域内 台、区域外 台) ※区域外は図示する。
駐輪場 台 ※必要台数は秦野市まちづくり条例施行規則別表第15・16による。

・ ・

担当

道路後退が生じる場合は、道路整備課用地・狭あい担当(0463-82-9636)(道路整備課記入)

後退用地の扱い

□買取り □寄附
□無償使用 □その他()

境界

□査定済
□後退済

・ ・

担当

後退幅

□2.0m □2.35m □その他()

改良計画のある市道に接する場合は、道路整備課道路計画担当(0463-82-9636)(道路整備課記入)

市道改良計画

□改良済 □未改良(内容)

・ ・

担当

専用住宅を除く建築物のごみ処理については、環境資源対策課業務管理担当(0463-82-4401)(環境資源対策課記入)

ごみ処理

□既設利用(□施設管理者の承諾済)
□自己処理 □新規設置

・ ・

担当

地上高10m以上の建築物(自己用住宅を除く)は、警防課警防担当(0463-81-8043)(警防課記入)

はしご車着てい場所

□敷地内設置 □公道

・ ・

担当

(課記入)

その他協議すべき事項

協議内容()

・ ・

担当

srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/JobunPrint?outputid=1748512785701&memoWin=true&_id=1748512832188

32/78

開発指導課チェック欄（該当する□にチェック）

法令関係	☐ 都市計画法第29条第1項許可	☐ 完了公告済（ ）
	☐ 都市計画法第43条許可	☐ 許可済（ ）
	☐ 都市計画法第53条許可	☐ 許可済（ ）
	☐ 都市計画法施行規則第60条証明	☐ 証明済（ ）
		☐ 事務連絡済（ ）
	☐ 土地地区画整理法第76条許可	☐ 許可済（ ）
	☐ 河川法・県砂防指定地に関する条例	☐ 許可済 ☐ 調整済（ ）
	☐ 県みんなのペリアリ-街づくり条例	☐ 協議済（ ）
	☐ 秦野市まちづくり条例	☐ 協議済（ ）
	☐ 秦野市景観まちづくり条例	☐ 協議済 ☐ 調整済（ ）
	☐ 秦野市屋外広告物条例	☐ 協議済 ☐ 調整済（ ）
	☐ 地区計画	☐ 承認済（ ）
	☐ 建築協定	☐ 承認済（ ）
	☐ 建築規約	☐ 承認済（ ）
	☐ 敷地分割	☐ 確認済（ ）
	☐ 残地指導	☐ 口頭指導済 ☐ その他（ ）
道路	☐ 国道改良計画	☐ 支障なし（ ）
		☐ 調整済（ ）
	☐ 県道改良計画	☐ 支障なし（ ）
		☐ 調整済（ ）
	☐ 市道改良計画	☐ 支障なし（ ）
環境	☐ 道路後退	☐ 調整済（ ）
		☐ 調整済（ ）
	☐ ごみ処理（環境資源対策課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 事業系廃棄物の協議（環境資源対策課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 電波障害の協議（生活環境課）	☐ 協議済（ ）
その他	☐ 公害施設等の協議（生活環境課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 工業系地域内の住宅の指導	☐ チラシ配布済（ ）
	☐ 所有権移転	☐ 移転済 ☐ 売買済（ ）
	☐ 近隣説明・報告	☐ 実施済 ☐ 未済（ ）
	☐ 東電送電線協議（東京電力）	☐ 協議済 ☐ 未済（ ）
	☐ 生産緑地の協議（まちづくり計画課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 用途地域の査定（まちづくり計画課）	☐ 査定済（ ）
	☐ 都市計画道路の査定（まちづくり計画課）	☐ 査定済（ ）
	☐ 駐車場・駐輪場の協議（地域安全課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 貯水槽の協議（生活環境課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 軟弱地盤地域（生活環境課）	☐ 口頭指導済 ☐ その他（ ）
	☐ 温泉準保護地域（環境共生課）	☐ 口頭指導済 ☐ その他（ ）
	☐ 雨水浸透ます補助（環境共生課）	☐ チラシ配布済（ ）
	☐ はしご車着てい場所（警防課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 法定外公共物（建設総務課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 浸水地域・雨水浸透施設設置不可能区域（下水道施設課）	☐ 口頭指導済 ☐ その他（ ）
	☐ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（防災課）	☐ 口頭指導済 ☐ その他（ ）
	☐ 住居表示区域（戸籍住民課）	☐ 設定届配布済（ ）
	☐ その他協議すべき事項（ ）課	☐ 決裁資料確認済 ☐ その他（ ）

審査欄

受付欄

主管課	受付者	受付：
		年 月 日

第5号様式(条例第16条関係)

第 5 号 様 式（ 条 例 第 1 6 条 関 係 ）

環境創出行為事前協議書

年 月 日

(宛先)
秦野市長

事業者 住 所
氏 名
電話番号

秦野市まちづくり条例第 1 6 条第 1 項第 2 号の規定により次の環境創出行為について事前協議を申請します。

受任者（設計者等） の 住 所 ・ 氏 名			電話番号										担当者													
環境創出行為の目的			〔新築〕住宅(分譲・賃貸・自己用)、事業所、店舗、工場、その他()																							
			〔土地の利用目的変更〕(新 、旧)																							
			〔建築物の利用目的変更〕(新 、旧)																							
予定建築物の概要 (建築物の利用目的変更の場合は従前のもの)																										
			階層		地上 地下		階層		構造		造		最高 高さ		m											
環境創出区域の地番			秦野市 ほか 筆																							
環境創出区域の面積			㎡																							
区 域 区 分			市街化区域・市街化調整区域								用途地域															
区域内の都市施設			無・有 ()																							
計 画 人 口			人 (算定式)																							
1 区 画 の 面 積			最大				㎡				最小				㎡				平均				㎡			
地目別の概要	区分	宅地	田	畑	山林	公共施設用地				そ の 他				合 計												
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡				㎡				㎡												
土地利用計画	区分	宅地	公 共 施 設 用 地										公益施設用地	その他	合 計											
			道 路	公 園	排 水	その他	合 計																			
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡											
土 量			切土		㎡				盛土		㎡															
工 事 予 定 期 間			着工後 年 か月																							

※ 土地又は建築物の利用目的の変更の場合は、変更に伴う整備計画を記入してください。

道 路 計 画	区域に接する道路		後退	無・有（徴収法）			
	区 域 内 道 路	無・有（幅員	m・面積	m ²	最大勾配	%	
排 水 計 画	排水処理方法				排水管理用地	無・有	m ²
給 水 計 画							
ご み 処 理	1 収集場所		m ² 設置	2 既存施設利用		3 自己処理	
緑 化 計 画	緑化面積		m ² （敷地面積に対する割合				%）
公 園 計 画	公園面積		m ²	プレイロット等面積		m ²	
交通安全等計画	駐車場		台	駐輪場		台	その他
消 防 計 画	1 消火栓設置（			2 防火水槽		m ² 級設置	3 無
	はしご車着てい場所		無・有				
福祉のための							
都市環境整備							
その他公共施設							
等 の 計 画							

○添付図書（環境創出区域は全て赤枠で明示してください。）

- 1 委任状

2 環境創出区域図（案内図）
住宅地図に明示してください。

3 公園の写し
道路（茶色）、水路（青色）、畦畔（黄色）を
着色のうえ、隣接地の所有者（住所・氏名）、
地目・地積等を記入してください。

4 現況図

5 土地利用計画図
公共施設等ごとに着色してください。

6 造成計画平面図・断面図
切土（黄色）、盛土（赤色）を明示してください。

7 排水施設計画平面図

8 排水流量計算書

9 給水施設計画図

（以下は必要により指示するものを提出してください。）

10 事業計画概要書

11 使用水量計算書

12 浄化槽人槽計算書

13 排水施設計画図（縦断・構造）

14 道路計画図（平面・縦断・構造）

15 緑化計画図
面積、樹種、割合を明示してください。

16 建築物（立面図、平面図）

17 電波障害に関する事前調査書

18 日影図

19 その他の図書

○事前協議が整い、事前協議結果報告書に添付する書類

- 1 調整事項報告書

2 周辺説明に関する報告書

3 看板設置写真

4 その他書類等

①都市計画法第29条第1項該当の場合………開発許可申請の副本一式

②都市計画法第29条第1項非該当の場合………施行同意書及び関係権利者の同意書（印鑑証明含む。）
関連許可書の写し（道路境界査定図含む。）
事業者の印鑑証明、登記事項証明書、委任状

5 図面関係
求積図、公共施設新旧対照図、上記事前協議の最終図面一式、その他必要なもの

第5号様式（条例第16条関係）

年 月 日受付

□環境創出行為事前協議書（環境創出区域面積が500㎡以上※）

受付番号

※次のいずれかに該当するもの ①自己用住宅及び自己用住宅の附属建築物（物置、車庫、倉庫、ひさし等）。②工作物（地上高3メートル未満）の新築で、協議すべき事項がない。③「既存建築物の1.5倍以内の建築（新築、増築、改築）」、④「土地の利用目的を変更する環境創出行為」、又は⑤「建築物の利用目的を変更する環境創出行為のうち、建築行為を伴わないか、1.5倍以内の建築行為を伴うもの」で、公共施設整備がなく、協議すべき事項がない。
添付書類…案内図、配置図、平面図（求積表）、立面図、公図、土地の登記事項証明書（区域面積が500㎡以上又は残地がある場合）、他法令等による許可書等の写し、各担当課等との協議に必要な図面（内容については、事前に提出する担当課等に確認して下さい）

(共通記入事項)		明細地図		年版 東・西 P (-)	
事業 者	住所	受 任 者		住所	
	電話番号 ()			電話番号 ()	
	氏名			氏名 (会社名等含む)	
	秦野市まちづくり条例第16条第1項の手続を右の者に委任しました。				
環境創出行為の 区 域 面 積	㎡	環境創出行為 の 目 的 (500㎡以上の場合記入)	〔新築・その他 ()〕 (内容:) 〔土地の利用目的変更〕 (新 、旧) 〔建築物の利用目的変更〕 (新 、旧)		
土地所有者 (代表)					
計画地の所在	秦野市		用途地域		
都 市 計 画 等	□区画整理区域 □都市計画施設含有区域 □建築協定区域 □地区計画区域 □都市計画法第36条第2項に基づく検査済証交付済区域 (年 月 日交付) □秦野市まちづくり条例第22条第3項に基づく検査済証交付済区域 (年 月 日交付)				
造 成 面 積	㎡	高さ	m	土量	切土 ㎡、盛土 ㎡、埋土 ㎡
工事着手予定日	年 月 日		工事完了予定日	年 月 日	

(建築物の場合、記入してください。)

用 途	住宅 戸 (自己・専用・長屋・共同) (世帯用・単身用) その他 ()			工 事 種 別	□新築 □その他 ()
敷 地 面 積	㎡	隣接 残地	□有 □無 地番 ()	構 造	造
	申請部分	既存部分		合 計	
建 築 面 積	㎡	㎡	㎡	階 数	地上 階 地下 階
延 べ 床 面 積	㎡	㎡	㎡	最 高 高 さ	m
排 水	□公共下水道…宅内網 (有・無) □くみ取り □集中浄化槽 □合併浄化槽 人槽 (新設・既設) □その他 ()			放 流 先	汚水 □道路内排水管 □道路側溝 □水路・河川 雨水 □道路内排水管 □道路側溝 □水路・河川 □浸透
接 する 道 路 及 び 道 路 の 幅 員	□国道・県道 号 (幅員 m) □市道 号線 (幅員 m) □区画整理による道路 (幅員 m) □その他 (幅員 m)			□開発道路 (幅員 m) □位置指定道路 (幅員 m) □その他 (幅員 m)	

(集合住宅又は複数の事業所が入居する建築物の場合、記入してください。)

1戸当たりの専有面積	㎡	管理者又は管理受託者	電話
------------	---	------------	----

(工作物の場合、記入してください。)

工作物の概要	種類	設置面積	㎡	工 事 種 別	□新築□その他 ()
高さ	m	屋外広告物条例協議 (有・無)	生活美観創出協議 (有・無)	道路後退 (有・無)	

次の場合は、各担当課等と事前に協議を済ませてください。(都市計画法の該当の疑義については、開発部専課 (開発審査担当) です。0463-83-5123)

都市計画施設が含まれる場合は、まちづくり計画課都市計画担当 (0463-82-9643) (まちづくり計画課記入)

都 市 計 画 施 設	□都市計画法第53条に基づく許可済 □査定済	・ ・	担当
用 途 地 域 査 定	□査定済 □立地適正化 □届出済		

専用住宅を除く建築物の駐車場については、地域安全課交通安全担当 (0463-82-9625) (地域安全課記入)

駐 車 場 等	駐車場 台 (区域内 台、区域外 台) ※区域外は図示する。 駐輪場 台 ※必要台数は秦野市まちづくり条例施行規則別表第15・16による。	・ ・	担当
---------	--	-----	----

道路後退が生じる場合は、道路整備課用地・狭あい担当 (0463-82-9636) (道路整備課記入)

後退用地の扱い	□買取り □寄附 □無償使用 □その他 ()	境界	□査定済 □後退済	・ ・	担当
後 退 幅	□2.0m □2.35m □その他 ()				

改良計画のある市道に接する場合は、道路整備課道路計画担当 (0463-82-9636) (道路整備課記入)

市 道 改 良 計 画	□改良済 □未改良 (内容)	・ ・	担当
-------------	-----------------	-----	----

専用住宅を除く建築物のごみ処理については、環境資源対策課業務管理担当 (0463-82-4401) (環境資源対策課記入)

ご み 処 理	□既設利用 (□施設管理者の承諾済) □自己処理 □新規設置	・ ・	担当
---------	-----------------------------------	-----	----

地上高10m以上の建築物 (自己用住宅を除く) は、警防課警防担当 (0463-81-8043) (警防課記入)

はしご車着てい場所	□敷地内設置 □公道	・ ・	担当
(課記入)			

その他協議すべき事項	協議内容 ()	・ ・	担当
------------	----------	-----	----

開発指導課チェック欄（該当する□にチェック）

法令関係	☐ 都市計画法第29条第1項許可	☐ 完了公告済（ ）
	☐ 都市計画法第43条許可	☐ 許可済（ ）
	☐ 都市計画法第53条許可	☐ 許可済（ ）
	☐ 都市計画法施行規則第60条証明	☐ 証明済（ ）
		☐ 事務連絡済（ ）
	☐ 土地地区画整理法第76条許可	☐ 許可済（ ）
	☐ 河川法・県砂防指定地に関する条例	☐ 許可済 ☐ 調整済（ ）
	☐ 県みんなのペリアリ-街づくり条例	☐ 協議済（ ）
	☐ 秦野市まちづくり条例	☐ 協議済（ ）
	☐ 秦野市景観まちづくり条例	☐ 協議済 ☐ 調整済（ ）
	☐ 秦野市屋外広告物条例	☐ 協議済 ☐ 調整済（ ）
	☐ 地区計画	☐ 承認済（ ）
	☐ 建築協定	☐ 承認済（ ）
	☐ 建築規約	☐ 承認済（ ）
	☐ 敷地分割	☐ 確認済（ ）
	☐ 残地指導	☐ 口頭指導済 ☐ その他（ ）
道路	☐ 国道改良計画	☐ 支障なし（ ）
		☐ 調整済（ ）
	☐ 県道改良計画	☐ 支障なし（ ）
		☐ 調整済（ ）
	☐ 市道改良計画	☐ 支障なし（ ）
環境	☐ 道路後退	☐ 調整済（ ）
		☐ 調整済（ ）
	☐ ごみ処理（環境資源対策課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 事業系廃棄物の協議（環境資源対策課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 電波障害の協議（生活環境課）	☐ 協議済（ ）
その他	☐ 公害施設等の協議（生活環境課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 工業系地域内の住宅の指導	☐ チラシ配布済（ ）
	☐ 所有権移転	☐ 移転済 ☐ 売買済（ ）
	☐ 近隣説明・報告	☐ 実施済 ☐ 未済（ ）
	☐ 東電送電線協議（東京電力）	☐ 協議済 ☐ 未済（ ）
	☐ 生産緑地の協議（まちづくり計画課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 用途地域の査定（まちづくり計画課）	☐ 査定済（ ）
	☐ 都市計画道路の査定（まちづくり計画課）	☐ 査定済（ ）
	☐ 駐車場・駐輪場の協議（地域安全課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 貯水槽の協議（生活環境課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 軟弱地盤地域（生活環境課）	☐ 口頭指導済 ☐ その他（ ）
	☐ 温泉準保護地域（環境共生課）	☐ 口頭指導済 ☐ その他（ ）
	☐ 雨水浸透ます補助（環境共生課）	☐ チラシ配布済（ ）
	☐ はしご車着てい場所（警防課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 法定外公共物（建設総務課）	☐ 協議済（ ）
	☐ 浸水地域・雨水浸透施設設置不可能区域（下水道施設課）	☐ 口頭指導済 ☐ その他（ ）
	☐ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（防災課）	☐ 口頭指導済 ☐ その他（ ）
	☐ 住居表示区域（戸籍住民課）	☐ 設定届配布済（ ）
	☐ その他協議すべき事項（ ）課	☐ 決裁資料確認済 ☐ その他（ ）

審査欄

受付欄

主管課	受付者	受付：
		年 月 日

第6号様式(条例第17条関係)

第 6 号様式（条例第 1 7 条関係）

近隣住民との事前調整開始届

年 月 日

（宛先）
秦野市長

事業者 住 所
氏 名
電話番号

近隣住民等へ周知及び調整を開始しますので、秦野市まちづくり条例第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 環境創出行為の目的 _____
- 2 環境創出区域の地番 秦野市
- 3 周知・調整方法（※該当する方法にチェックしてください。）

☐ 説明会の開催

・開催予定日 _____ 年 月 日

・開催場所 _____

・説明予定者 _____

☐ 個別訪問による説明

・訪問予定日 _____ 年 月 日

～ _____ 年 月 日

・訪問予定者 _____

☐ その他（ _____ ）
- 〔備考〕添付書類（※次に掲げる書類を添付してください。）

説明会開催の場合
 - ・説明対象住民一覧表及び対象住民を明示した住宅地図
 - ・説明会に配付する資料

個別訪問による説明の場合
 - ・説明対象住民一覧表及び対象住民を明示した住宅地図
- srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/JobunPrint?outputid=1748512785701&memoWin=true&_=1748512832188

38/78

39/78

(裏面)

戸別訪問による説明・調整結果報告

※次の番号を住宅地図に記入してください。

番号	訪問先の 氏名・住所	関係地番	年月日 説明方法	質問等の 内容	回答又は調整結果
1	自治会長				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

第8号様式(条例第17条関係)

第 8 号様式（条例第 1 7 条関係）

事業計画板

90センチメートル以上

90センチメートル以上

環境創出行為の計画概要				
着工予定 年 月 日				
環境創出 区域の地番	秦野市			
環境創出 行為の目的		環境創出区 域の面積	平方メートル	
計画戸数	戸		建築面積	平方メートル
階 数	地上 地下	階 階	構 造 最 高 高 さ	造 メー ト ル
事 業 者	住所 氏名又は名称		電話番号	
工事施行者	住所 氏名又は名称		電話番号	
工事監理者	住所 氏名又は名称		電話番号	
この計画概要等についての問合せは、上記の事業者をお願いします。 年 月 日設置				

90センチメートル以上

第9号様式(条例第18条関係)

第 9 号様式（条例第 1 8 条関係）

FNo. ・ ・ （ ）
年 月 日

様

秦野市長

環境創出行為事前協議確認通知書

年 月 日付けで環境創出行為事前協議書の提出がありました環境創出行為について、次のとおり協議が整いましたので、秦野市まちづくり条例第 1 8 条第 1 項の規定により通知します。

環 境 創 出 行 為	名 称			
	区 域	秦野市		
	事 業 者	住所		
		氏名		
	施 行 内 容	区域の面積		
計画の概要				
協 議 項 目		実 施 に 当 た り 行 う べ き 処 置		

事務担当は、 部 課
電話番号

第10号様式(条例第20条関係)

第 1 0 号様式（条例第 2 0 条関係）

工事着手届

年 月 日

(宛先)
秦野市長

事業者 住 所
氏 名
電話番号

環境創出行為に関する工事に着手したので、秦野市まちづくり条例第 2 0 条の規定により、次のとおり届け出ます。

環 境 創 出 行 為 の 名 称		
環 境 創 出 行 為 事 前 協 議 確 認 通 知 書 交 付 年 月 日		年 月 日
環 境 創 出 区 域 の 地 番		秦野市
工 事 着 手 年 月 日		年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日
工 事 施 行 者 住 所 ・ 氏 名		電話番号
工 事 監 理 者	住 所 ・ 氏 名	
	連 絡 場 所	電話番号
	資 格 ・ 免 許 等	

備考 工事工程表を添付してください。

第11号様式(条例第21条関係)

第 1 1 号様式（条例第 2 1 条関係）

環境創出行為変更届

年 月 日

（宛先）
秦野市長

事業者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで提出した環境創出行為事前協議書に基づく環境創
出行為について、次のとおり計画の内容を変更するので届け出ます。

環 境 創 出 行 為 の 名 称		
環 境 創 出 区 域 の 地 番	秦野市	
変 更 理 由		
変 更 内 容	新	旧

備考 案内図及び変更点に関する新旧図面を添付してください。

第12号様式(条例第21条関係)

第 1 2 号 様 式（ 条 例 第 2 1 条 関 係 ）

環境創出行為変更協議申出書

年 月 日

（宛先）
秦野市長

事業者 住 所
 氏 名
 電話番号

年 月 日付けで交付のあった環境創出行為事前協議確認通知書に
基づく環境創出行為について、次のとおり計画の内容を変更したいので、協議
を申し出ます。

環 境 創 出 行 為 の 名 称		
環 境 創 出 区 域 の 地 番	秦野市	
変 更 理 由		
変 更 内 容	新	旧

備考 案内図及び変更点に関する新旧図面を添付してください。

第13号様式(条例第21条関係)

第 1 3 号様式（条例第 2 1 条関係）

FNo. ・ ・ ()
年 月 日

様
秦野市長

環境創出行為再協議確認通知書

年 月 日付けで環境創出行為変更協議申出書の提出がありました
環境創出行為について、次のとおり変更協議が整いましたので、秦野市まちづ
くり条例第 2 1 条第 3 項の規定により通知します。

環境 創出 行為	名 称		
	区 域	秦野市	
	事 業 者	住所	
		氏名	
	施 行 内 容	区域の面積	(変更後)
計画の概要		(変更後)	
変更協議項目		実施に当たり行うべき処置	
		(変更前)	
		(変更後)	

事務担当は、 部 課
電話番号

第14号様式（条例第21条関係）

環境創出行為の軽微な変更届

年 月 日

(宛先)

秦野市長

事業者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けで交付のあった環境創出行為事前協議確認通知書に基づく環境創出行為について、次のとおり軽微な変更をするので届け出ます。

[illegible]

第15号様式(条例第22条関係)

第 1 5 号 様 式（ 条 例 第 2 2 条 関 係 ）

工事完了届

年 月 日

(宛先)
秦野市長

事業者 住 所
 氏 名
 電話番号

環境創出行為に関する工事が完了したので、秦野市まちづくり条例第 2 2 条
第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

環 境 創 出 行 為 の 名 称		
環 境 創 出 行 為 事 前 協 議 確 認 通 知 書 交 付 年 月 日		年 月 日
環 境 創 出 区 域 の 地 番		秦野市
工 事 完 了 年 月 日		年 月 日
工 事 施 行 者 住 所 ・ 氏 名		電話番号
工 事 監 理 者	住 所 ・ 氏 名	
	連 絡 場 所	電話番号
	資 格 ・ 免 許 等	

第 1 6 号様式（条例第 2 2 条関係）

環境創出行為に関する工事の検査済証

年 月 日に次の環境創出行為について、秦野市まちづくり条例第 2 2 条第 2 項の規定による工事の検査を行った結果、事前協議確認通知書の内容に適合していることを証します。

年 月 日

秦野市長

環境創出行為の名称	
環 境 創 出 行 為 事前協議確認通知書 交 付 年 月 日	年 月 日
環境創出区域の地番	秦野市
事業者の住所・氏名	

第17号様式(条例第24条関係)

第 1 7 号様式（条例第 2 4 条関係）

環境創出行為廃止届

年 月 日

（宛先）
秦野市長

事業者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで提出した環境創出行為事前協議書（交付のあった環境創出行為事前協議確認通知書）に基づく環境創出行為を廃止するので、秦野市まちづくり条例第 2 4 条第 1 項の規定により届け出ます。

環境創出行為の名称	
環境創出区域の地番	秦野市
廃止する理由	
工事の施行状況	
現地の状況	

第18号様式（条例第25条関係）

年 月 日

事業者 住 所
氏 名
電話番号

秦野市まちづくり条例第25条第1項の規定により次の特定環境創出行為について計画書を提出します。

受任者（設計者等） の住所・氏名			電話番号										担当者			
特定環境創出行為の目的			住宅、事業所、店舗、工場、その他（ ）													
予定建築物の概要			住宅(専用・共同・長屋)(分譲・賃貸・自己用)(世帯用 戸・単身者用 戸) その他（ ）													
			階層	地上 地下	階 階	構造	造			最高 高さ	m					
			建築面積			㎡、延べ面積			㎡							
特定環境創出区域の地番			秦野市										ほか			筆
特定環境創出区域の面積			㎡													
区 域 区 分			市街化区域 ・ 市街化調整区域													
用 途 地 域																
計 画 人 口			人（算定式）													
1 区 画 の 面 積			最大		㎡		最小		㎡		平均				㎡	
地目別の概要	区分	宅地	田	畑	山林	公共施設用地		そ の 他			合 計					
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		㎡			㎡					
土地 利用 計画	区分	宅地	公 共 施 設 用 地						公益 施設 用地		そ の 他		合 計			
			道 路	公 園	排 水	その他	合 計									
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡			
工 事 予 定 期 間			着工後 年 月 日													

土地利用の基本方針等

基 本 方 針	
都 市 施 設	無・有（ ）
土地の造成計画	切土範囲 m²、切土量 m³、盛土範囲 m²、盛土量 m³
土砂の搬出入計画	
道 路 計 画	接続道路名称ほか 区域内道路・後退等
排 水 計 画	排水処理方法ほか
給 水 計 画	
緑 化 計 画	緑化面積 m²（敷地面積に対する割合 %）
埋 蔵 文 化 財	
電気ガス供給計画	
空 調 設 備 計 画	
そ の 他	

土地利用による環境への負荷状況及び土地利用に伴う環境への配慮事項

項 目	予想される環境への負荷	対 応 策 及 び 配 慮
交 通 (駐車場含む。)		
廃 棄 物		
騒 音 振 動 悪 臭 大 気 汚 染 地 盤 等		

建設工事に伴う環境への負荷状況及び環境への配慮事項

工事の実施方法		
項 目	予想される環境への負荷	対 応 策 及 び 配 慮
資機材搬出入計画 建設機械使用計画		
廃 棄 物		
そ の 他		

公共施設及び公益施設の整備方針

整備方針			
施設の名称	従前の状況	整備計画	完了後の移管等計画
1 道路			
2 排水施設			
3 公園			
4 ごみ収集場所			
5 消防水利			
その他			

添付図書（特定環境創出区域は全て赤枠で明示してください。）

- 1 委任状

2 環境創出行為区域図（案内図）
住宅地図に明示してください。

3 公園の写し
道路（茶色）、水路（青色）、畦畔（黄色）を
着色のうえ、隣接地の所有者（住所・氏名）、
地目・地積等を記入してください。

4 現況図
- 5 土地利用計画図
公共施設等ごとに着色してください。

6 造成計画平面図・断面図
切土（黄色）、盛土（赤色）を明示してください。

7 公共施設整備計画

8 給・排水施設計画図

9 環境への対応関係書類

10 予定建築物の計画平面図、立面図

11 その他必要なもの

第 1 9 号様式（条例第 2 5 条関係）

特定環境創出行為変更協議申出書

年 月 日

（宛先）
秦野市長

事業者 住 所
 氏 名
 電話番号

年 月 日付けで提出した特定環境創出行為計画書に基づく特定環境創出行為について、次のとおり計画の内容を変更したいので、協議を申し出ます。

特定環境創出行為の名称		
特定環境創出区域の地番	秦野市	
変 更 理 由		
変 更 内 容	新	旧
変更に伴い想定される環境への影響とその対応		

備考 案内図及び変更点に関する新旧図面を添付してください。

第20号様式（条例第25条関係）

特定環境創出行為の軽微な変更届

年 月 日

(宛先)

秦野市長

事業者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けで提出した特定環境創出行為計画書に基づく特定環境創出行為について、次のとおり軽微な変更をするので届け出ます。

[illegible]

第20号様式の2(第18条関係)

第 2 0 号 様 式 の 2 （ 第 1 8 条 関 係 ）

特定環境創出行為計画板

9 0 センチメートル以上

90センチメートル以上

90センチメートル以上

計 画 の 概 要	
計 画 地	秦野市
区 域 面 積	平方メートル
事業者	住 所
	氏名・名称

1 この計画に関する計画書及び図面は、.....で縦覧することができます。縦覧期間は、.....年.....月.....日まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までです。

2 この場所で計画されている特定環境創出行為に対する意見をお持ちの方は、意見書を提出できます。提出期限は、.....年.....月.....日まで、提出先は、.....です。

3 この看板の内容に対する問合せは、.....電話番号.....をお願いします。

年 月 日設置

srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/JobunPrint?outputid=1748512785701&memoWin=true&_=1748512832188

57/78

第21号様式(条例第27条関係)

第 2 1 号様式（条例第 2 7 条関係）

※整理番号	
-------	--

特定環境創出行為に対する意見書

年 月 日

（宛先）
秦野市長

住 所
氏 名
電話番号

秦野市まちづくり条例第 2 7 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業	名 称	
	計 画 地	秦野市
	事 業 者 名	
	事業者住所	
特 定 環 境 創 出 行 為 計 画 に 対 す る 意 見		
見 解 書 の 提 出		要 ・ 不要
備 考		

- 備考 1 ※の欄は空欄とすること。
- 2 参考となる資料がある場合は、添付すること。

第 2 2 号様式（条例第 2 8 条関係）

特定環境創出行為に対する見解書

年 月 日

（宛先）
秦野市長

事業者 住 所
 氏 名
 電話番号

秦野市まちづくり条例第 2 8 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業の名称	
意見書の番号	意見書に対する見解
備 考	

備考 意見書の番号の欄には意見書の送付の際に意見書ごとに市長が付した整理番号を記入し、意見書に対する見解の欄には意見書の番号の欄に記入した番号に対応して意見書に対する見解を記載すること。

第23号様式(条例第29条関係)

第 2 3 号様式（条例第 2 9 条関係）

特定環境創出行為に対する再意見書

年 月 日

(宛先)
秦野市長

住 所
氏 名
電話番号

秦野市まちづくり条例第 2 9 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業	名 称	
	計 画 地	秦野市
	事 業 者 名	
	事業者住所	
見 解 書 に 対 す る 意 見		
公聴会開催希望	希望する ・ どちらでもよい ・ 希望しない	
公聴会が行われる場合の意見の陳述希望	希望する ・ 希望しない	
備 考		

備考 参考となる資料がある場合は、添付すること。

第24号様式(第21条関係)

第 2 4 号様式（第 2 1 条関係）

意見陳述書

年 月 日

（宛先）
秦野市長

住 所
氏 名
（電話番号 ）
勤務先名称
勤務先住所
（電話番号 ）

秦野市まちづくり条例施行規則第 2 1 条の規定により、次のとおり提出します。

対象事業の名称	
意見の要旨	

- 備考 1 「意見の要旨」の欄には、公聴会において「意見を聴こうとする事項」について個別のかつ具体的意見を要領よく簡潔に記述してください。
- 2 他の意見陳述書と内容が重複する場合は、公聴会において意見を述べる方を選ばせていただきますので、御了承ください。
- 3 提出期限 年 月 日（ ）
- 4 提出先 秦野市役所 部 課（電話番号 ）
〒257－8501 秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

第25号様式(条例第34条関係)

第 2 5 号様式（条例第 3 4 条関係）

※申出受付番号	
---------	--

紛争調整（あっせん）申出書

年 月 日

（宛先）
秦野市長

住 所
氏 名
電話番号

秦野市まちづくり条例第 3 4 条第 1 項の規定により、次のとおり紛争調整（あっせん）を申し出ます。

環境創出行為の名称		
環境創出区域の地番		秦野市
あっせん の相手方	住 所	
	氏 名	
申 出 人 の 代 理 人		
調 整 事 項		
交 渉 経 過 概 要		

備考 1 秦野市まちづくり条例施行規則第 5 5 条第 3 項の規定による代表者を選定した場合は、代表者のうち 1 名を申出人として、併せて代表者選定届を提出してください。

2 ※の欄は空欄とすること。

第 2 6 号様式（第 4 8 条関係）

F No. ・ ・ ()

年 月 日

様

秦野市長

あっせん開始通知書

秦野市まちづくり条例第 3 4 条第 1 項の規定により、次のとおりあっせんを行いますので通知します。

つきましては、次の日時に出席されますよう併せて通知します。

環境創出行為の名称			
環境創出区域の地番			秦野市
あ っ せ ん	相手方	住 所	
		氏 名	
	日 時		年 月 日 時
	場 所		
あっせん事項			

事務担当は、 部 課
電話番号

第27号様式(第50条関係)

第 2 7 号様式（第 5 0 条関係）

F No. ・ ・ （ ）
年 月 日

様
秦野市長

あっせん打切通知書

年 月 日付けで開始の通知をしましたあっせんについては、秦野市まちづくり条例第 3 4 条第 6 項の規定により、打切りとしましたので通知します。

環境創出行為の名称		
環境創出区域の地番		秦野市
あっせんの相手方	住 所	
	氏 名	
あっせんの打切り理由		

事務担当は、 部 課
電話番号

第 2 8 号様式（第 5 1 条関係）

F No. ・ ・ （ ）

年 月 日

様

秦野市長

紛争調停移行受諾勧告書

年 月 日付けであっせん打切りの通知をしました件について、秦野市まちづくり条例第 3 5 条第 1 項の規定により、調停に移行するように勧告します。

つきましては、紛争調停移行受諾勧告回答書を 年 月 日までに提出してください。

環境創出行為の名称		
環境創出区域の地番		秦野市
調 停 の 相 手 方	住 所	
	氏 名	
勧告の理由及び調停事項等		

事務担当は、 部 課

電話番号

第 2 9 号 様 式（第 5 1 条 関 係）

紛争調停移行受諾勧告回答書

年 月 日

（宛先）
秦野市長

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け紛争調停移行受諾勧告書による勧告について、秦野市まちづくり条例施行規則第 5 1 条第 2 項の規定により、次のとおり回答します。

秦野市まちづくり審議会紛争調停専門部会の調停に移行することを
承諾します。 ・ 承諾しません。

承諾しない場合は、その理由

第30号様式(第51条関係)

第 3 0 号様式（第 5 1 条関係）

F No. ・ ・ （ ）
年 月 日

様

秦野市長

紛争調停移行受諾再勧告書

年 月 日付け紛争調停移行受諾勧告回答書により、調停を受諾されませんでしたが、秦野市まちづくり条例施行規則第 5 1 条第 3 項の規定により、調停を受諾するように再度勧告します。

環境創出行為の名称		
環境創出区域の地番		秦野市
調 停 の 相 手 方	住 所	
	氏 名	
再勧告の理由		

事務担当は、 部 課
電話番号

第31号様式(第51条関係)

第 3 1 号様式（第 5 1 条関係）

紛争調停移行受諾再勧告回答書

年 月 日

（宛先）
秦野市長

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け紛争調停移行受諾再勧告書による勧告について、秦野市まちづくり条例施行規則第 5 1 条第 4 項の規定により、次のとおり回答します。

秦野市まちづくり審議会紛争調停専門部会の調停に移行することを
承諾します。 ・ 承諾しません。

承諾しない場合は、その理由

第32号様式(第51条関係)

第 3 2 号 様 式（ 第 5 1 条 関 係 ）

F No. ・ ・ ()
年 月 日

様

秦野市長

調停開始通知書

秦野市まちづくり条例第 3 5 条第 2 項の規定により、次のとおり調停を行いますので通知します。

つきましては、次の日時に出席されますよう併せて通知します。

環境創出行為の名称			
環境創出区域の地番			秦野市
調 停	相手方	住 所	
		氏 名	
	日 時	年 月 日 時	
	場 所		
調停事項			

事務担当は、 部 課
電話番号

第 3 3 号様式（第 5 2 条関係）

F No. ・ ・ （ ）
年 月 日

様

秦野市長

調停案受諾勧告書

年 月 日付けで開始の通知をしました調停について、調停案を作成しましたので、秦野市まちづくり条例施行規則第 5 2 条第 1 項の規定により、調停案の受諾を勧告します。

つきましては、調停案受諾勧告に対する回答書を 年 月 日までに提出してください。

環境創出行為の名称		
環境創出区域の地番		秦野市
調 停 の 相 手 方	住 所	
	氏 名	
調停案		

事務担当は、 部 課
電話番号

第34号様式(第52条関係)

第 3 4 号 様 式（第 5 2 条 関 係）

調停案受諾勧告回答書

年 月 日

（宛先）
秦野市長

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け調停案受諾勧告書による勧告について、秦野市まち
づくり条例施行規則第 5 2 条第 3 項の規定により、次のとおり回答します。

調停案を	受諾します。 受諾しません。
受諾しない場合は、その理由	

第35号様式(第53条関係)

第 3 5 号様式（第 5 3 条関係）

F No. ・ ・ （ ）
年 月 日

様

秦野市長

紛争調停打切通知書

年 月 日付けで開始の通知をしました調停については、秦野市まちづくり条例第 3 5 条第 4 項の規定により、打切りとしましたので通知します。

環境創出行為の名称		
環境創出区域の地番		秦野市
調 停 の	住 所	
相 手 方	氏 名	
調停打切り理由		

事務担当は、 部 課
電話番号

第36号様式(第54条関係)

第 3 6 号様式（第 5 4 条関係）

F No. ・ ・ （ ）
年 月 日

様

秦野市長

あっせん・調停関係図書提出等要請書

秦野市まちづくり条例第 3 6 条の規定により、あっせん・調停のため次のと
おり 関 係 図 書 を 提 出 されるように要請します。
 事情聴取したいので、出席

環境創出行為の名称			
環境創出区域の地番			秦野市
あ っ せ ん ・ 調 停	相手方	住 所	
		氏 名	
	日 時		年 月 日 時
	場 所		
	資料の提出		

事務担当は、 部 課
電話番号

第37号様式 (第55条関係)

代表者選定届

年 月 日

(宛先)

秦野市長

秦野市まちづくり条例施行規則第55条第3項の規定により、あっせん又は調停に出席できる者として次のとおり代表者を選定しましたので届け出ます。

環境創出行為の名称	
-----------	--

届出人（紛争当事者）

氏 名	住 所

代表者

氏 名	住 所

第38号様式(条例第37条関係)

第 3 8 号 様 式（条 例 第 3 7 条 関 係）

F No. ・ ・ ()
年 月 日

様

秦野市長

工事着手の延期等要請書

秦野市まちづくり条例第 3 7 条の規定により、
工事着手の延期 工 事 の 停 止
を要請します。

環境創出行為の名称			
環境創出区域の地番	秦野市		
要 請 事 項			
☐ あ つ せ ん		☐ 調 停	
☐ 工事着手の延期 年 月 日まで		☐ 工事の停止 年 月 日まで	
要請の理由			

事務担当は、 部 課
電話番号

第 3 9 号 様 式（ 条 例 第 4 1 条 関 係 ）

環境創出行為に係る工事着手延期申出書

年 月 日

(宛先)
秦野市長

事業者 住 所
 氏 名
 電話番号

次の環境創出行為については、工事の着手を延期（工事を中断）するので、
秦野市まちづくり条例第41条第2項本文の規定により申し出ます。

環 境 創 出 行 為 の 名 称	
環境創出行為事前協議 確認通知書交付年月日	年 月 日
環 境 創 出 区 域 の 地 番	秦野市
工事着手（予定）年月日	年 月 日
工 事 中 断 期 間	年 月 日～ 年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
着手延期（工事中断） の 理 由	
現 場 （ 工 事 ） の 状 況 及び現場の安全対策	
現場管理者及び連絡先	

第40号様式(条例第43条関係)

第 4 0 号様式（条例第 4 3 条関係）

(表)

第	号	身 分 証 明 書		
写 真		所 属		
		職 名		
		氏 名		
			年	月 日生
上記の者は、秦野市まちづくり条例第 4 3 条第 1 項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。				
	年	月	日	発行
秦野市長				

(裏)

(注 意)

1

秦野市まちづくり条例第 4 3 条第 1 項の規定により立入検査を行う場合は、同条第 2 項の規定によりこの証明書を携帯しなければならない。

2

この立入調査検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(同条第 3 項)

3

この証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4

この証明書は、職員の身分がなくなったとき又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

第41号様式(第50条関係)

第 4 1 号様式（第 6 5 条関係）

F No. ・ ・ （ ）
年 月 日

（事 業 者） 様
（工事施行者） 様

秦野市長

公表通知書

あなたが事業者（工事施行者）として、秦野市_____で
施行している環境創出行為（ _____ 事業）の（違反行為）
について、

年 月 日付けの弁明書による回答がありましたが、秦野市まちづく
り条例第 4 4 条第 1 項に規定する公表の実施を覆す根拠となるべきものは、存
在しませんでした。

したがって、あなたの違反行為について、秦野市まちづくり条例施行規則第
6 4 条第 1 項に規定する事項を本市の広報紙（又は日刊紙）に掲載するととも
に、現地に掲示板を設置しますので、同規則第 6 5 条の規定により通知します。

事務担当は、 部 課
電話番号